

あきる野市

子ども・子育て支援総合計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
あきる野市

はじめに

子どもや子育てを取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化に加え、家族形態の変化、就労の多様化、情報化の進展など大きく変化し、様々な課題が生じております。これらの課題に対応し、子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、地域社会全体で子育て支援に取り組んでいく必要があります。

このような中、本市では、令和2年度からの第2期「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」を策定し、市内に暮らす全ての子どもの育ちや保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を進めてまいりました。

このたび、計画期間が終期を迎えることから、市民を対象に子育て支援アンケート調査を実施し、市民代表の方々が参画される「あきる野市子ども・子育て会議」において、議論いただくとともに、ご意見をまとめていただき、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」を策定いたしました。

本計画は、第2期計画の基本理念や考え方を継承するとともに、既存事業の拡充や新たな事業の追加など、豊かな自然環境のもと、安心して子育てができ、地域・社会全体で子ども・子育てを支援するための計画としております。

本市は、令和7年9月1日に市制施行30周年を迎えます。子どもたちが、美しい秋川渓谷や緑豊かな山々に囲まれ、自然に触れながら遊び・学び・成長していくことができる環境の中で、安心して子どもを産み、子育てができる「まち」として、子どもの成長段階に応じた支援に取り組んでまいります。

結びに、計画策定のための調査にご協力いただきました多くの皆様と、熱心に議論いただきました「あきる野市子ども・子育て会議」の委員の皆様及び関係各位のご協力に、心から感謝し厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

あきる野市長

中嶋博幸



目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の性格、位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 SDGsの推進について.....	5
第2章 あきる野市の子ども・子育てをめぐる状況	6
1 人口の状況.....	6
(1) 人口の推移.....	6
(2) 総人口に占める0～11歳の子どもの人口推移.....	6
(3) 0～5歳の年齢階級別人口の推移.....	7
(4) 6～11歳の年齢階級別人口の推移.....	7
2 将来人口.....	8
(1) 人口の推計.....	8
(2) 総人口に占める0～11歳の子どもの人口の推計.....	8
(3) 0～5歳の年齢階級別人口の推計.....	9
(4) 6～11歳の年齢階級別人口の推計.....	9
3 子どものいる世帯の現状.....	10
(1) 子どものいる世帯の推移.....	10
(2) 共働き世帯の推移.....	10
4 女性の就労状況.....	11
5 出生数の推移.....	12
6 未婚率の推移.....	12
7 就学前児童の人口と保育所等の利用者数.....	13
(1) 保育サービスの利用者数.....	13
(2) 保育所等入所率の推移.....	14
(3) 保育所等待機児童数の推移.....	15
(4) 学童クラブ入会者数等の推移.....	15
8 アンケート結果から分かるあきる野市の子育ての現状.....	16
(1) 調査の目的.....	16
(2) 調査概要.....	16
(3) 結果の概要.....	17
9 第2期計画における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の進捗状況と評価・課題.....	29
(1) 教育・保育事業.....	29
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	32

第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本的な考え方	46
3 基本目標	47
第4章 あきる野市子育て支援施策の展開	48
1 計画の全体像	48
2 施策の展開	50
基本目標1 子どもが健やかに成長できるまち	50
①幼児教育・保育の充実	51
②成長段階に応じた健全育成	52
③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	53
基本目標2 安心して笑顔で子育てできるまち	55
①母と子の健康の保持・増進	56
②家庭における子育て力の向上	58
③子育てしやすい支援体制の充実	60
④ひとり親家庭等への支援の充実	63
基本目標3 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち	65
①安全・安心なまちづくりの推進	66
②地域における子ども・子育て支援の推進	68
③仕事と子育ての両立の推進	70
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業	71
1 教育・保育の提供区域及び量の見込みと確保方策	71
(1) 教育・保育の提供区域	71
(2) 量の見込みと確保方策	71
2 教育・保育の提供区域の設定	72
3 幼児期の学校教育・保育	73
(1) あきる野市の現状	73
(2) 需要量の見込み	74
(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期	75
(4) 提供体制の確保方策（確保の考え方）	76
4 地域子ども・子育て支援事業	77
(1) 利用者支援事業	77
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	77
(3) 放課後の活動支援	78
(4) 子育て短期支援事業	79
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	79
(6) 児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会）	80
(7) 子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣）	80
(8) 地域子育て支援拠点事業	81

(9) 一時預かり事業.....	82
(10) 病児・病後児保育事業.....	83
(11) ファミリー・サポート・センター事業.....	83
(12) 妊婦健康診査.....	84
(13) 産後ケア事業.....	84
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	85
(15) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業.....	85
5 教育・保育の一体的提供及び推進方策.....	86
(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る基本的な考え方.....	86
(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方、推進方策....	86
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	86
第6章 計画の推進.....	87
1 計画の推進体制.....	87
2 進捗状況の管理.....	87
3 第3期計画におけるアウトカム指標による評価.....	88
(1) 評価の考え方.....	88
(2) 評価指標の検討.....	88
(3) データの収集及び評価.....	88
資料編.....	89
1 検討体制.....	89
2 あきる野市子ども・子育て会議条例.....	90
3 あきる野市子ども・子育て会議委員名簿.....	92
4 あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会設置要領.....	93
5 計画の策定経過.....	96

※アスタリスク「*」の添付されている語句は、各ページの下段に用語の解説を記載しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・背景

近年、核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。少子化も深刻な問題となっており、令和5年の全国の合計特殊出生率は「1.20」と過去最低を記録し、東京都においては、1を下回る「0.99」となり、全国最低となりました。このような状況下において、子育てに負担や不安、孤立を感じる保護者の増加や児童虐待の深刻化、多様化する保育ニーズへの対応など、子どもや子育てをめぐる環境については様々な課題が表出しています。

この間、国においては、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、翌年4月にはこども家庭庁が創設されました。令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、こども家庭庁が司令塔となり、少子化、子どもの貧困、児童虐待、いじめの防止などの重大な課題の解決を促進するほか、施策の反映などに子ども・若者から意見を聴取することなどを通して、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されています。

あきる野市においては、令和2年に策定した「あきる野市子ども・子育て支援総合計画（以下「第2期計画」という。）」に基づき、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてまいりました。

このたび、「第2期計画」が計画期間満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況を踏まえつつ、これまでの取組の進捗状況を確認・検証し、あきる野市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層推進することを目的に、第3期となる「あきる野市子ども・子育て支援総合計画（以下「第3期計画」という。）」を策定いたしました。

第3期計画においては、デジタル技術を活用したこども政策DXの取組について、国や社会の動きを捉えながら、第3期計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが 希望に満ちあふれ 健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向けて、環境整備に取り組んでまいります。

第2期計画策定以降の国の主な政策動向には、以下のような内容があります。

●新子育て安心プラン

待機児童の解消を目指し、令和2年12月21日に厚生労働省より発表された子育て支援事業。令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿拡大を目指し、「地域の特性に応じた支援」「魅力向上を通じた保育士の確保」「地域のあらゆる子育て資源の活用」の3つの支援を軸としている。

●こども基本法の成立

全ての子ども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、令和5年4月1日に施行された。同法第10条において、各市町村に「こども計画」の策定を努力義務と明記している。

●こども家庭庁の創設

少子化や子どもの貧困、児童虐待やいじめなどの、子どもに関わる問題に一元的に取り組むために、令和5年4月1日に発足。「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を取り仕切る司令塔としての役割を担っている。

●こども大綱の閣議決定

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、令和5年12月22日に閣議決定された。従来の「少子化対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めている。

●こども未来戦略の閣議決定

次元の異なる少子化対策を実現させるため、令和5年12月22日に閣議決定された。子ども子育て政策強化のため、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念を掲げている。

また、今後3年間の集中的な取組を「加速化プラン」と位置付け「若い世代の所得向上」「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育ての推進」の3つの施策を打ち出した。

●子ども・若者育成支援推進法の改正

令和6年6月12日、改正子ども・若者育成支援推進法が施行され、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。同法第2条においては、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義した。

2 計画の性格、位置付け

第3期計画は、あきる野市における子ども・子育てに関する総合計画として、第2期計画策定以降の国の動向や社会潮流を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」を合わせた計画とし、「あきる野市子ども・子育て会議」において、委員の意見を聴取して策定しています。

また、市の最上位計画である「あきる野市総合計画」や保健・福祉の上位計画となる「あきる野市地域保健福祉計画」の子ども・子育て支援の部門計画として、「あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）」や「あきる野市教育基本計画」など、子ども・子育てに関連のある計画と調和を持たせ策定しています。

■子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

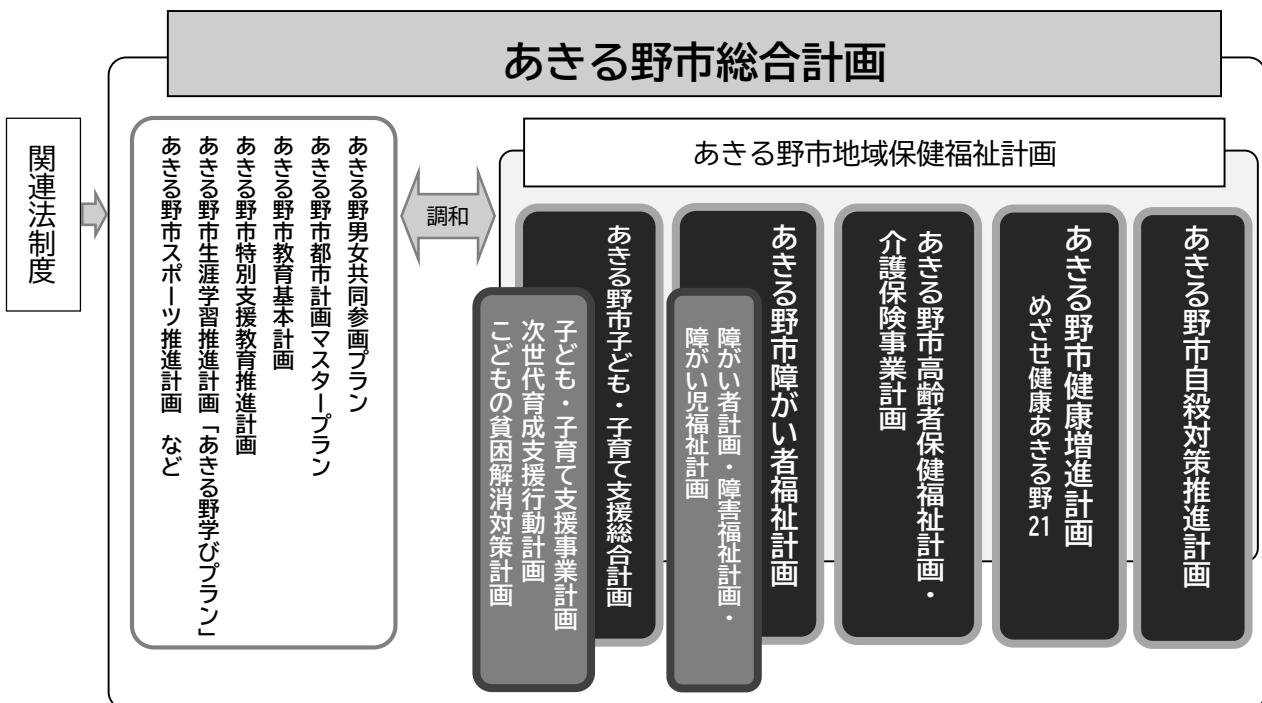
（都道府県計画等）

第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

●子どもの貧困とは

日本における「子どもの貧困」とは、相対的貧困[国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯]にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指しています。

なお、本市では、経済的に困窮している家庭のみならず、何らかの事情により、養育環境が整っていない家庭の子どもも含むものとします。



3 計画の期間

第3期計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、毎年度、第3期計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて改善していきます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
あきる野市子ども・子育て支援総合計画 (計画期間：令和2年度～令和6年度)					あきる野市子ども・子育て支援総合計画 (計画期間：令和7年度～令和11年度)				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">子ども・子育て支援事業計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">次世代育成支援行動計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">子どもの貧困対策計画</div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">子ども・子育て支援事業計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">次世代育成支援行動計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">子どもの貧困解消対策計画</div>				

4 SDGsの推進について

平成27年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国により、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標、略称：SDGs）」が採択されました。SDGsは、国際社会共通の目標であり、平成28年から令和12年までを期間とし、17の大きな目標（ゴール）と、それらを達成するための169の具体的な目標（ターゲット）で構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

本市の最上位計画である「第2次あきる野市総合計画」においても、基本計画の各種施策を推進することで、将来都市像の実現とSDGsの達成を目指すと明記されています。

第3期計画においても、17の目標のうち「貧困をなくそう」や「質の高い教育をみんなに」等と関連しているため、各種支援や施策の促進を通して、SDGs達成に向けた取組を推進します。

【SDGs 17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

●本市においては、特に以下に掲げるSDGsの10の目標に関連しています。

アイコン	ゴールの名称	アイコン	ゴールの名称
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 あきる野市の子ども・子育てをめぐる状況

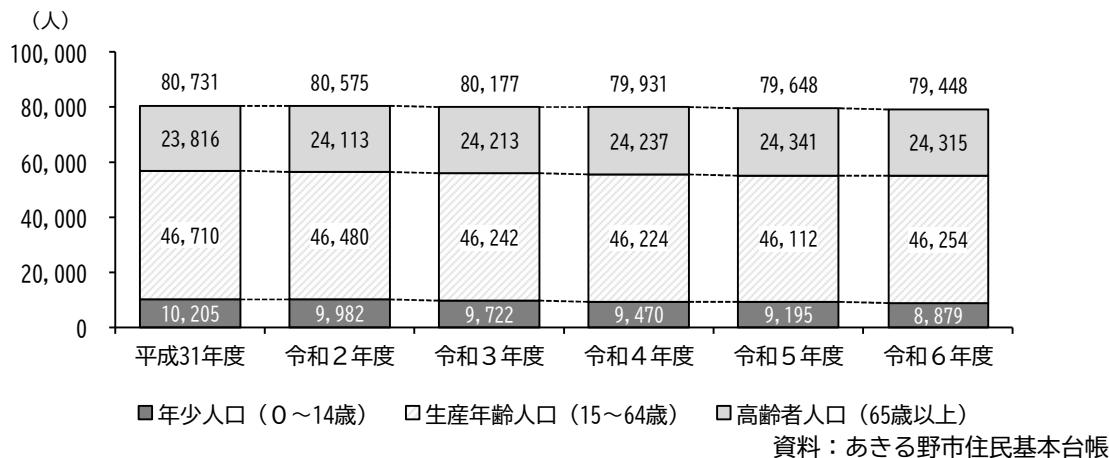
1 人口の状況

(1) 人口の推移

高齢者人口は増加傾向だが、年少人口・生産年齢人口は減少傾向

総人口は、平成31年度から令和6年度にかけて減少が続いている。令和6年度では79,448人となりました。また、年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）はやや増加傾向となっていますが、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっており、特に年少人口（0～14歳）の減少数が顕著となっています。

■総人口（年齢3区分別）の推移（各年4月1日）



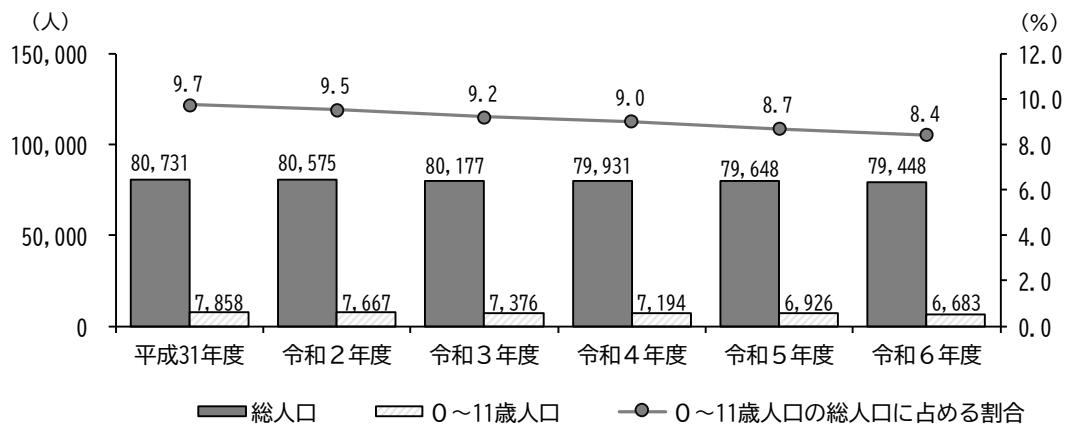
資料：あきる野市住民基本台帳

(2) 総人口に占める0～11歳の子どもの人口推移

0～11歳の子どもの人口は毎年約200人ペースで減少傾向

0～11歳人口の推移をみると、平成31年度から令和6年度にかけて、毎年約200人のペースで減少が続いている。また、総人口に占める0～11歳人口の割合についても減少傾向にあり、令和6年度では8.4%となっています。

■0～11歳人口と総人口に占める割合の推移（各年4月1日）



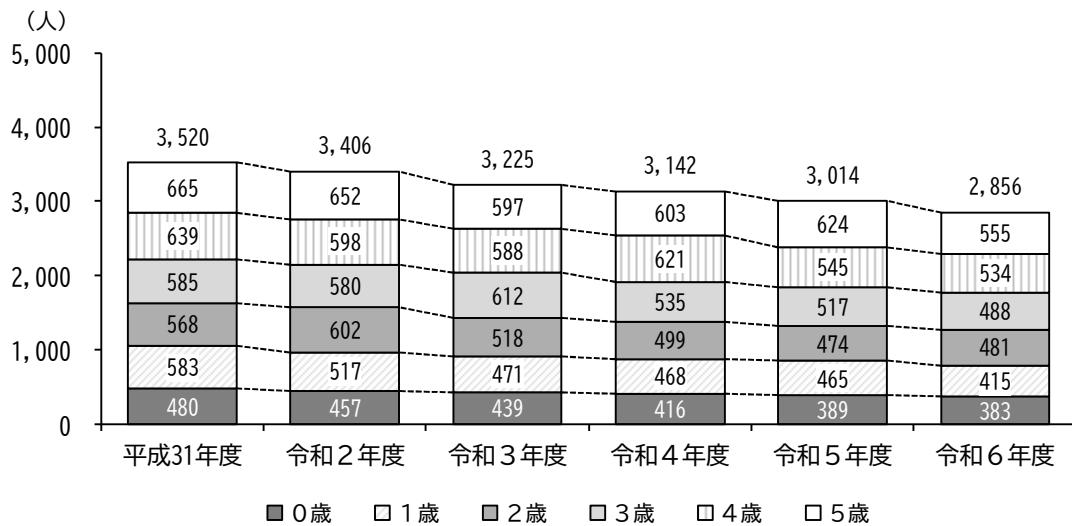
資料：あきる野市住民基本台帳

(3) 0～5歳の年齢階級別人口の推移

0～5歳の子どもの人口は、いずれの年齢階級でも減少傾向

0～5歳人口は減少傾向が続いているが、令和6年度は3,000人を下回り2,856人となっています。いずれの年齢階級においても減少傾向となっていますが、2～5歳人口は増加している年がある一方で、0～1歳人口は一貫して減少しています。

■ 0～5歳人口の推移（各年4月1日）



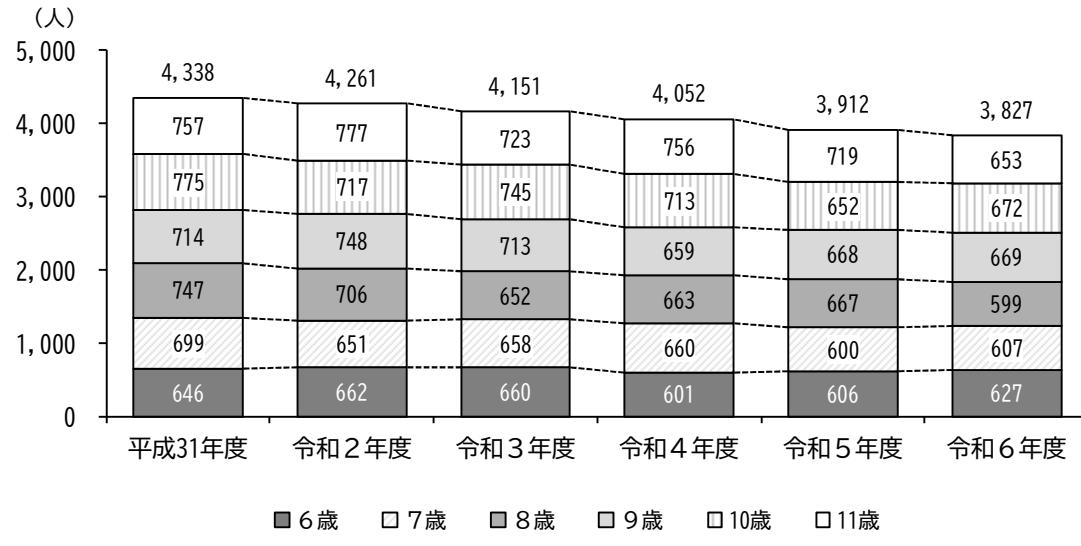
資料：あきる野市住民基本台帳

(4) 6～11歳の年齢階級別人口の推移

6～11歳の子どもの人口は、毎年約100人ペースで減少

6～11歳人口は毎年約100人のペースで減少しており、令和5年度で4,000人を下回り、令和6年度では3,827人となっています。年によって増減はありますが、いずれの年齢階級においても減少傾向となっています。

■ 6～11歳人口の推移（各年4月1日）



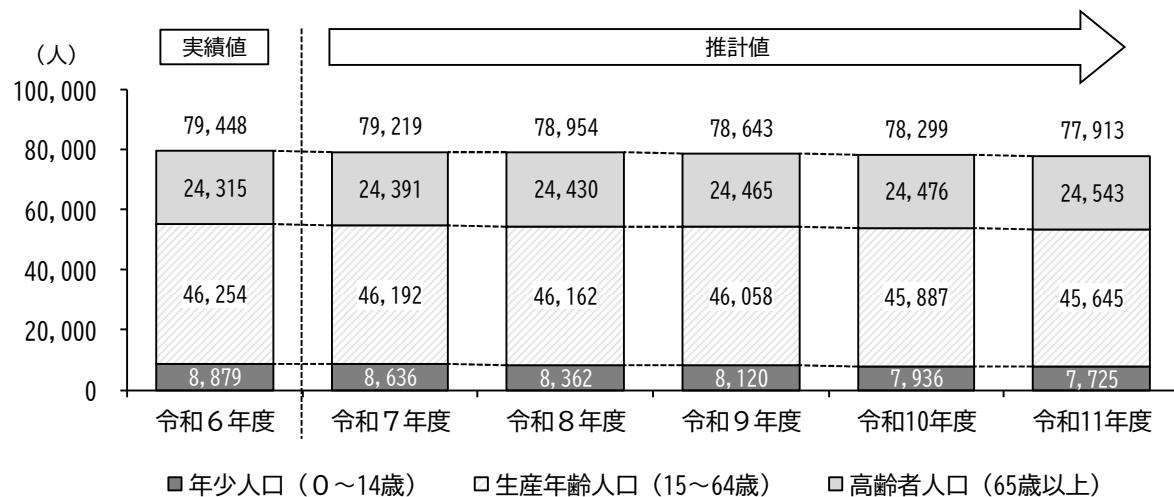
資料：あきる野市住民基本台帳

2 将来人口

(1) 人口の推計

総人口は、ゆるやかに減少すると想定されており、令和11年度の総人口は77,913人と見込まれます。また、年齢区分ごとの推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加することが想定され、さらなる少子高齢化の進行が予想されます。

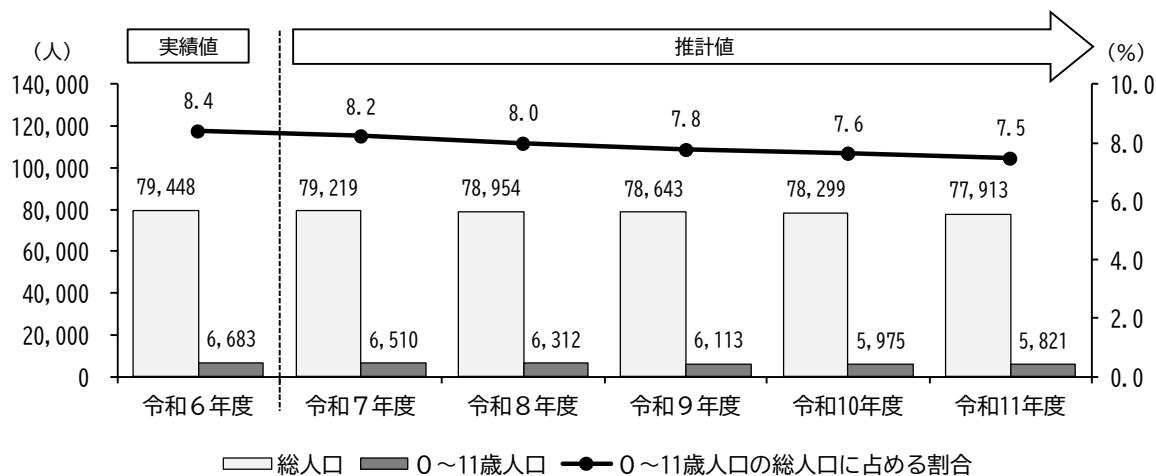
■総人口（年齢3区分別）の推計（各年4月1日の推計）



(2) 総人口に占める0～11歳の子どもの人口の推計

総人口に占める0～11歳人口は、ゆるやかに減少していく推計となっており、割合でみても同様の傾向となっています。

■ 0～11歳人口と総人口に占める割合の推計（各年4月1日の推計）



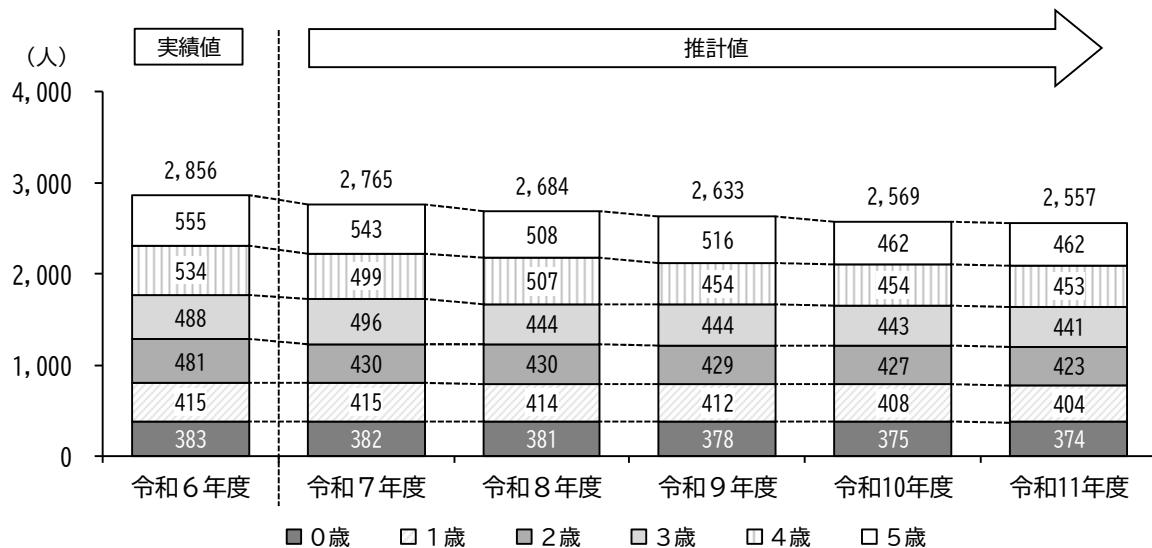
※令和2年から令和6年までの住民基本台帳に基づく実績を用いて、コーホート変化率法により算出しました。

「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(3) 0～5歳の年齢階級別人口の推計

0～5歳人口は、令和7年度以降も全ての年齢で減少が見込まれており、令和6年度と令和11年度を比較すると、合計299人減少すると推計されています。

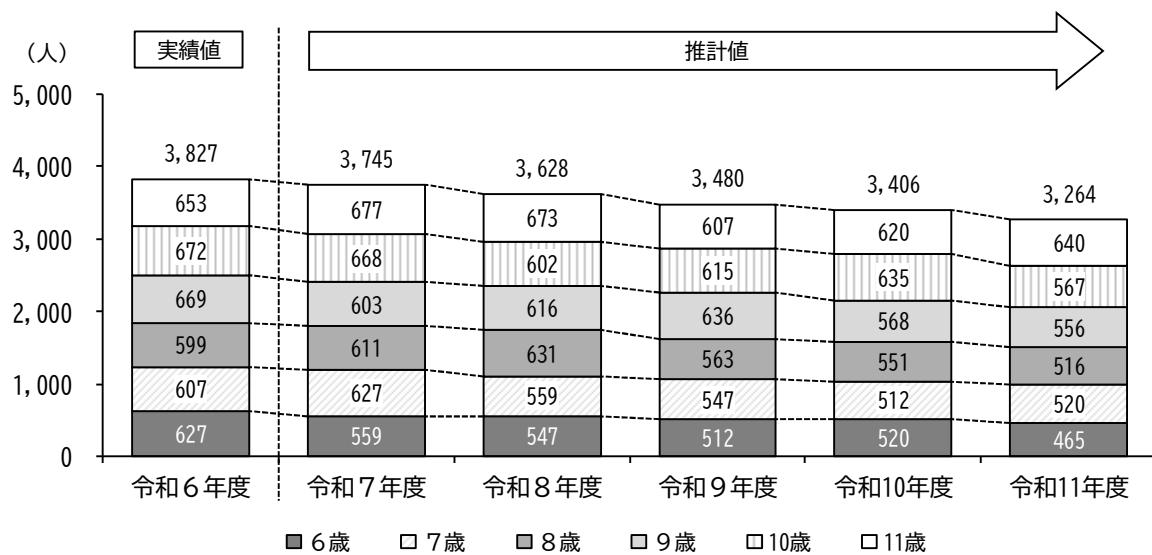
■0～5歳人口の推計（各年4月1日の推計）



(4) 6～11歳の年齢階級別人口の推計

6～11歳人口は、令和7年度以降も減少傾向で推移することが見込まれており、令和6年度と令和11年度を比較すると、合計563人減少すると推計されています。

■6～11歳人口の推計（各年4月1日の推計）



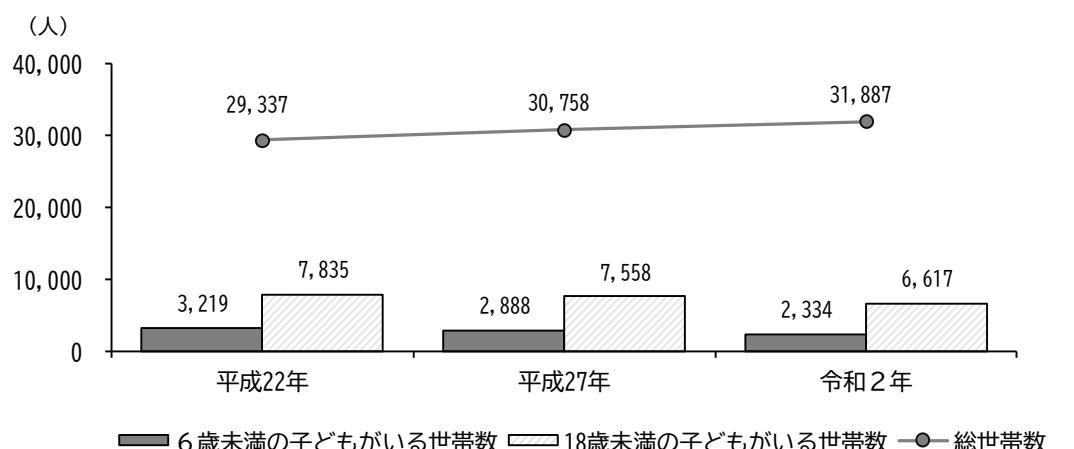
3 子どものいる世帯の現状

(1) 子どものいる世帯の推移

総世帯数は増加傾向にある一方、子どものいる世帯は減少が続く

本市の総世帯数については増加傾向が続いている一方、6歳未満の子どもがいる世帯と18歳未満の子どもがいる世帯はともに減少しています。平成22年と令和2年を比較すると、総世帯数は2,550世帯増加、6歳未満の子どもがいる世帯は885世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は1,218世帯減少しています。

■あきる野市の子どものいる世帯



資料：国勢調査（平成22年、27年、令和2年）

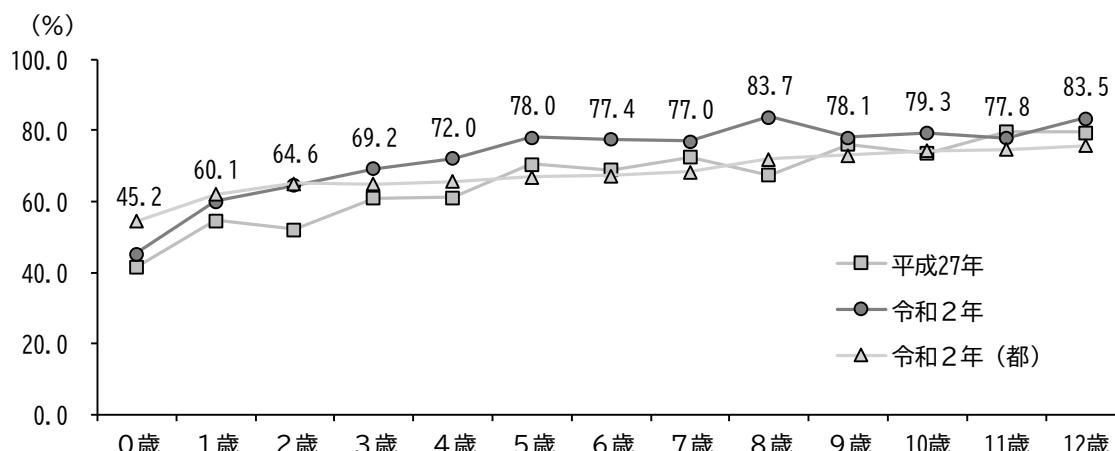
(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯は増加、就業率は東京都よりも高い傾向

平成27年と令和2年の共働き世帯の割合について、最年少の子どもの年齢別にみると、11歳を除く全ての年齢において就業率の上昇がみられます。なかでも、2歳・4歳・8歳の就業率上昇が顕著となっています。

都の傾向と比較すると、本市では3歳以上の就業率が都よりも高い傾向となっています。

■共働き世帯の割合（最年少の子どもの年齢別）の推移



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

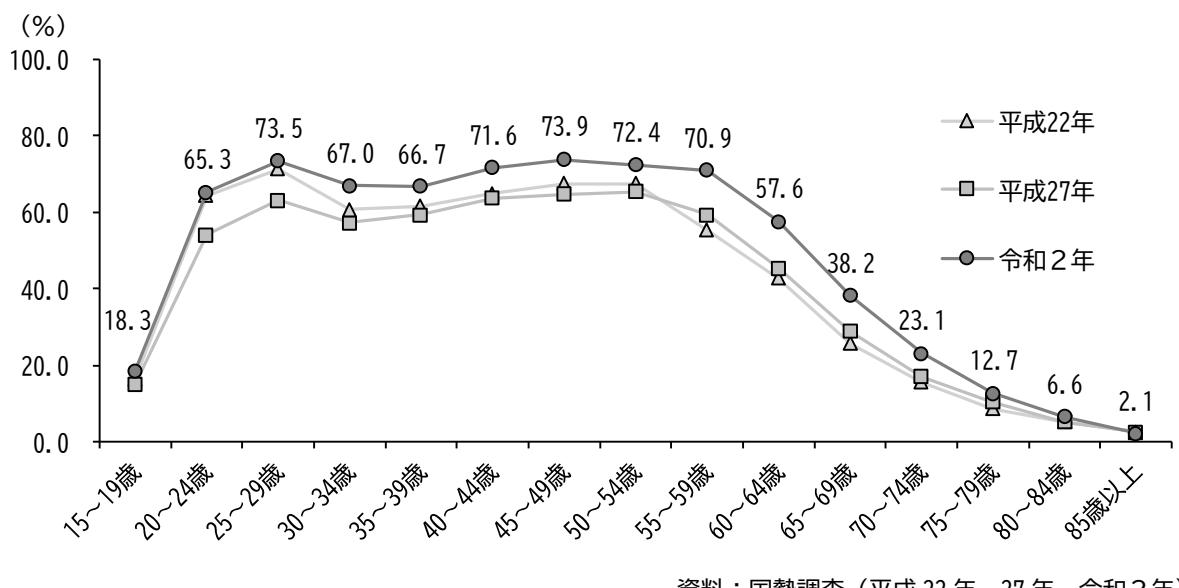
4 女性の就労状況

女性の労働力率上昇により、M字カーブはゆるやかな曲線へ

女性の労働力率 [15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合] の推移は、平成22年や平成27年と比較すると、ほぼ全ての年齢において労働力率の上昇がみられ30歳代では60%台、40歳代から50歳代では、70%台となっています。

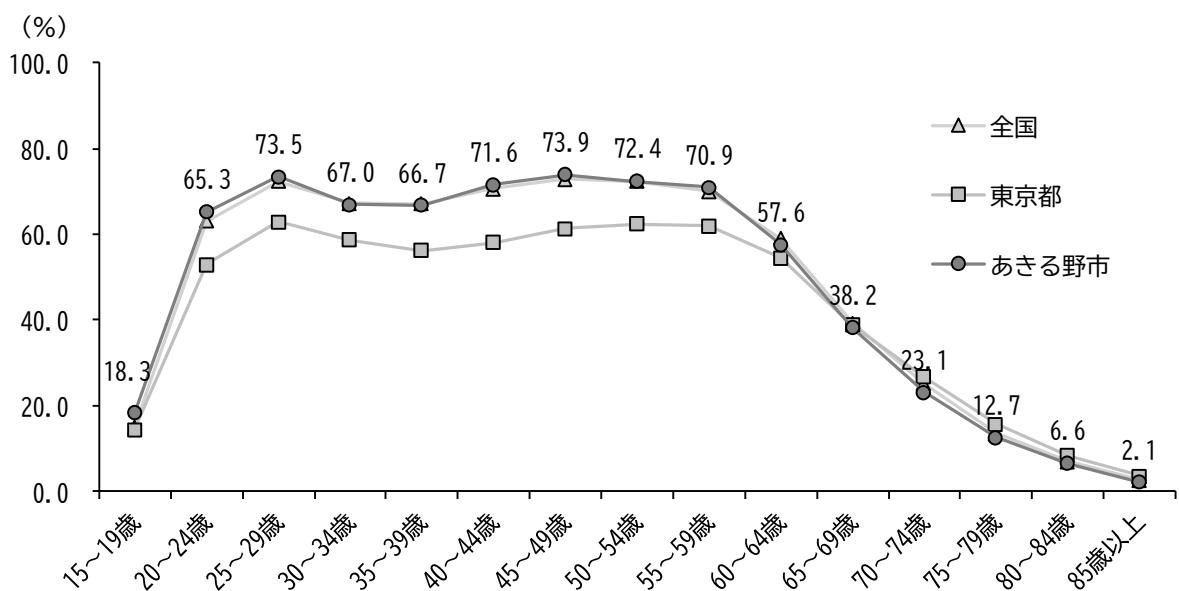
国や都と比較すると、20～59歳の労働力率は都よりも大きく上回っており、全国とは概ね同様の水準となっています。

■あきる野市の女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（平成22年、27年、令和2年）

■国・都との比較（令和2年）



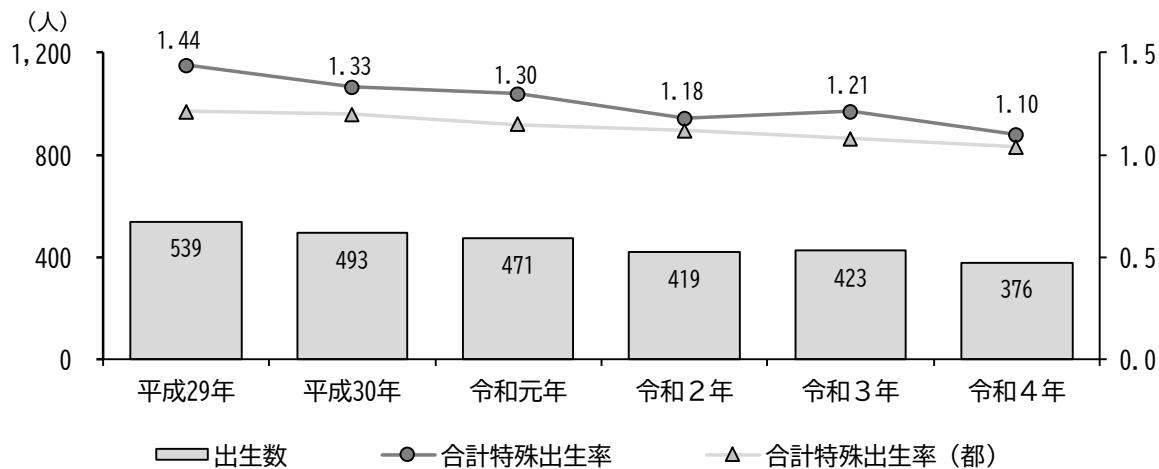
資料：国勢調査（令和2年）

5 出生数の推移

出生数、合計特殊出生率とともに減少が続く

出生数をみると、年によって増減はあるものの、平成29年から令和4年にかけて減少傾向にあり、令和4年では400人を切り376人となりました。また、合計特殊出生率は都と同様に減少傾向にあります。

■あきる野市の出生数・合計特殊出生率の推移



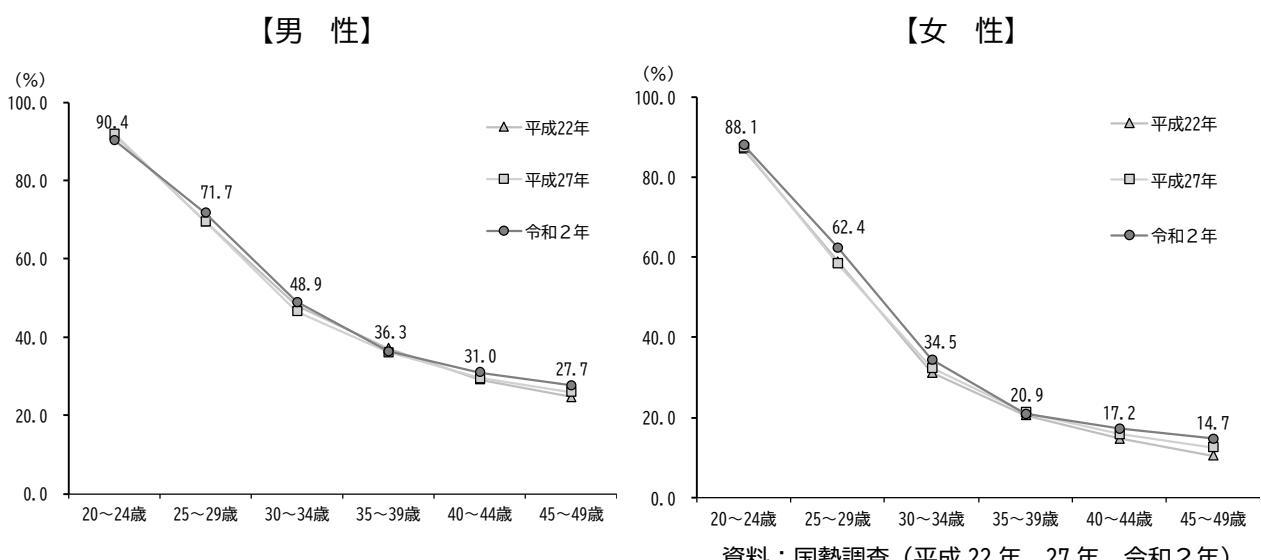
資料：人口動態統計

6 未婚率の推移

男女ともに未婚率は僅かに上昇傾向

平成27年と令和2年の男女の未婚率を比較すると僅かに上昇傾向にあり、男性の20～24歳を除いて、未婚率が上昇しています。また、女性においても、35～39歳を除いたいづれの年代も上昇しています。

■あきる野市の未婚率の推移



資料：国勢調査（平成22年、27年、令和2年）

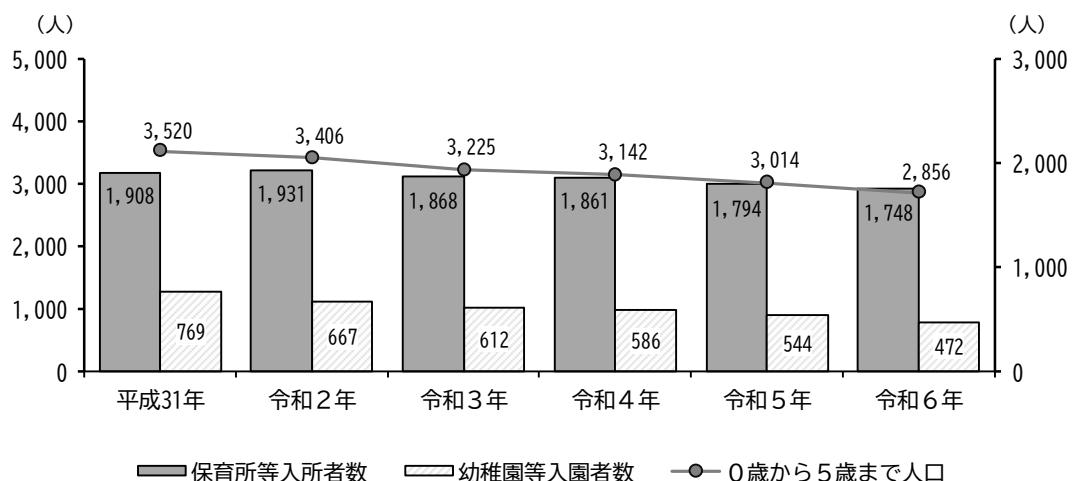
7 就学前児童の人口と保育所等の利用者数

(1) 保育サービスの利用者数

子どもの減少に伴い、利用者数は減少傾向

保育サービスの利用者数について推移をみると、保育所等（注1）の入所者は平成31年から令和2年に若干増加しましたが、それ以降は減少傾向となっています。幼稚園等（注2）の入園者は平成31年以降、減少傾向となっています。

■保育サービスの利用者数の推移（各年4月1日、幼稚園等は各年5月1日）



(注1) 保育所、認定こども園*（2号認定・3号認定）、地域型保育事業*及び地域単独事業（認証保育所*）
(注2) 幼稚園及び認定こども園（1号認定）

（認定こども園）

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

（地域型保育事業）

施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる家庭的保育（保育ママ 定員5人以下）や小規模保育（定員6～19人）などの事業です。

（認証保育所）

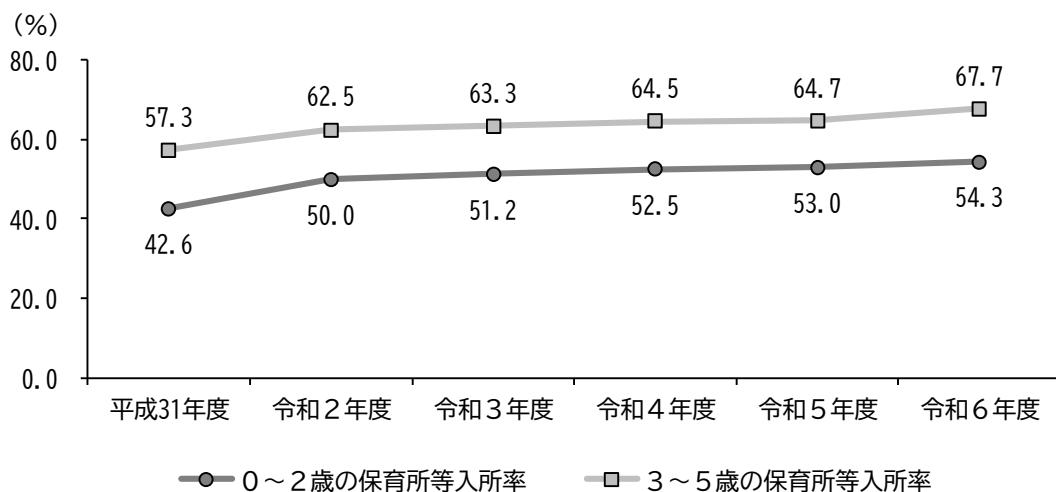
児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けていない保育所のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設です。

(2) 保育所等入所率の推移

0～2歳、3～5歳ともに、保育所等への入所率は5割以上で推移

保育所等への入所率は、0～2歳と3～5歳はともに増加傾向となっており、0～2歳の保育所等入所率は5割以上、3～5歳の保育所等入所率は6割以上の水準で推移しています。

■ 0～2歳、3～5歳ごとの保育所等入所率の推移（各年4月1日）



(3) 保育所等待機児童数の推移

待機児童数は近年減少傾向

保育所等待機児童数については、令和5年4月に一旦増加しましたが、減少傾向となっています。また、年齢別にみると、4月1日時点では1歳児の待機児童が多くなっています。

■保育所等待機児童数の推移

(単位：人)

	平成31年 (令和元年)		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日
0歳	1	27	1	12	0	6	0	6	0	2	1	4
1歳	7	14	1	5	0	0	4	2	11	6	6	3
2歳	0	2	2	1	2	3	1	1	1	0	1	0
3歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳以上	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	9	44	4	18	2	10	5	9	12	8	8	7

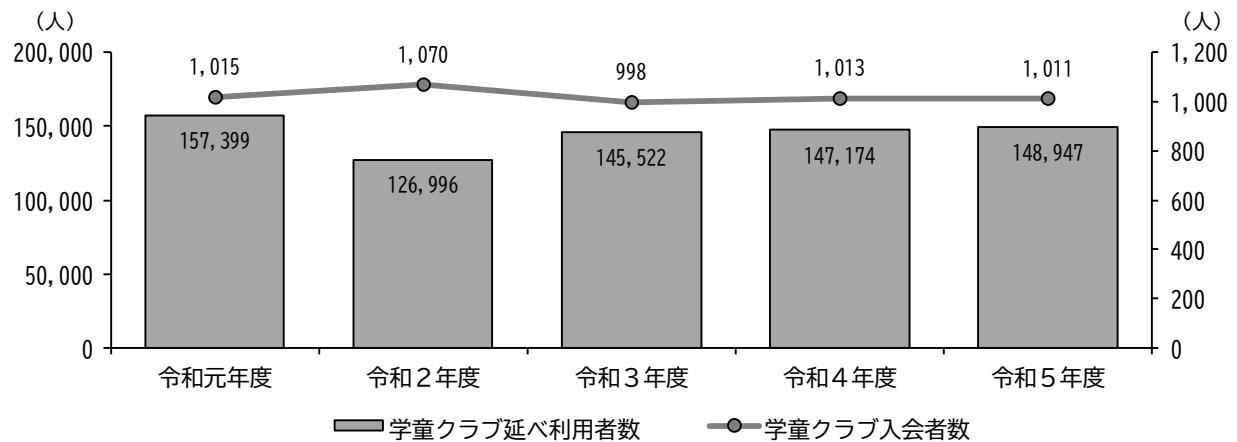
(4) 学童クラブ*入会者数等の推移

学童クラブは延べ利用者数が増加傾向

学童クラブについては、令和4年度に施設を拡充したことにより、学童クラブの待機児童を一部解消しました。

学童クラブの延べ利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向にあります。

■学童クラブ延べ利用者数及び入会者数の推移



(学童クラブ)

学童クラブは、保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

8 アンケート結果から分かるあきる野市の子育ての現状

(1) 調査の目的

本調査は、第3期計画を策定するに当たり、市民の子ども・子育てに関する生活実態やご意見・ご要望を把握することを目的としています。

(2) 調査概要

●調査地域：市全域

●調査対象者：市内在住の就学前児童の保護者（就学前児童調査）

市内在住の小学校1年生から6年生までの児童の保護者（小学生調査）

※小学生調査において、小学校高学年（4年生から6年生まで）の児童本人に対する調査を併せて実施

●抽出方法：住民基本台帳から、就学前児童1,500人、小学校1年生から6年生までの児童1,500人の合計3,000人を無作為抽出

●調査期間：令和6年1月17日～1月31日

●調査方法：郵送配付・郵送回収による郵送調査法

●回収結果：

調査票	調査対象者数 (配付数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,500	702	46.8%
小学生	1,500	621	41.4%
合計	3,000	1,323	44.1%

●グラフの見方

- 回答は、「単数回答（○は1つ）」と「複数回答（あてはまるもの全てに○）」の選択式の回答と、具体的な数値を回答する「数量回答」があります。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対する、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中に「不明・無回答」とあるものは、回答がない、又は回答の判別が困難なものです。
- クロス集計表では、分析軸となる設間に「不明・無回答」がある場合は表示していません。そのため、分析軸の回答者数の合計が全体と一致しない場合があります。また、表中「不明・無回答」を除いて、分析軸の項目ごとに、その割合の最大値を網掛け表示しています。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(3) 結果の概要

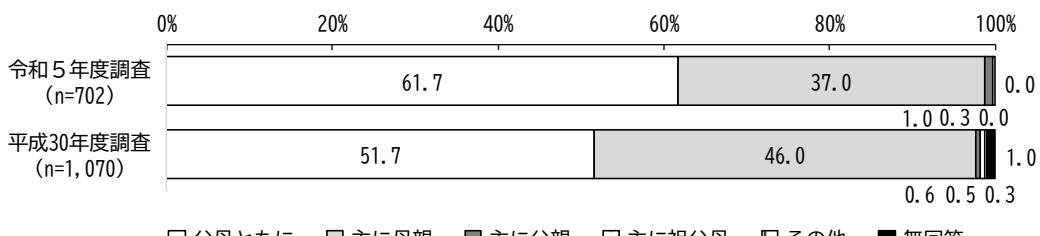
①子どもの育ちをめぐる環境について

子育てを主に行っている方は、就学前児童と小学生のいずれも「父母とともに」が最も高くなっています。子どもをみてくれる親族・知人の有無は、就学前児童と小学生ともに「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。

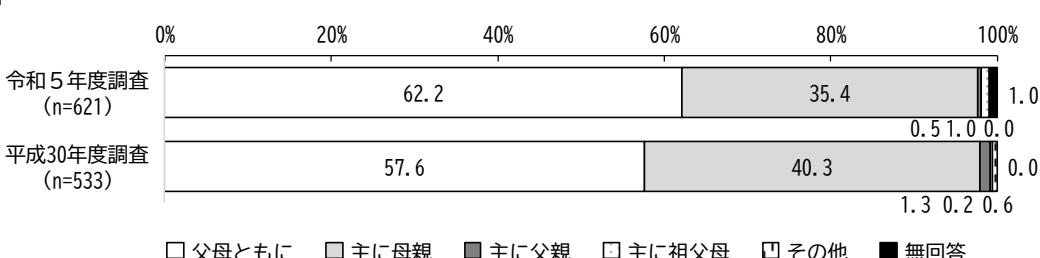
平成30年度調査と比べると、子育てを主に行っている方は、「父母とともに」が就学前児童で10.0ポイント、小学生で4.6ポイント増加しています。また、子どもをみてくれる親族・知人の有無については、就学前児童で「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が10.4ポイント低くなっています。「いずれもいない」は就学前児童、小学生ともに高くなっています。

●子育てを主に行っている方（単数回答・経年比較）

【就学前児童】

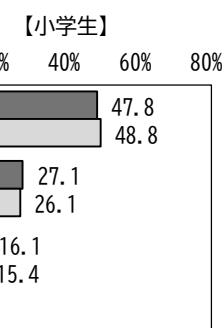
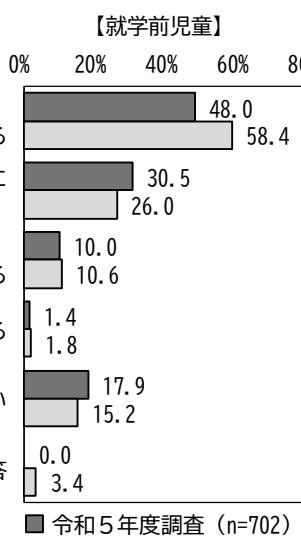


【小学生】



●子どもをみてくれる親族・知人の有無（複数回答・経年比較）

【就学前児童】



■ 令和5年度調査 (n=702) □ 平成30年度調査 (n=1,070) ■ 令和5年度調査 (n=621) □ 平成30年度調査 (n=533)

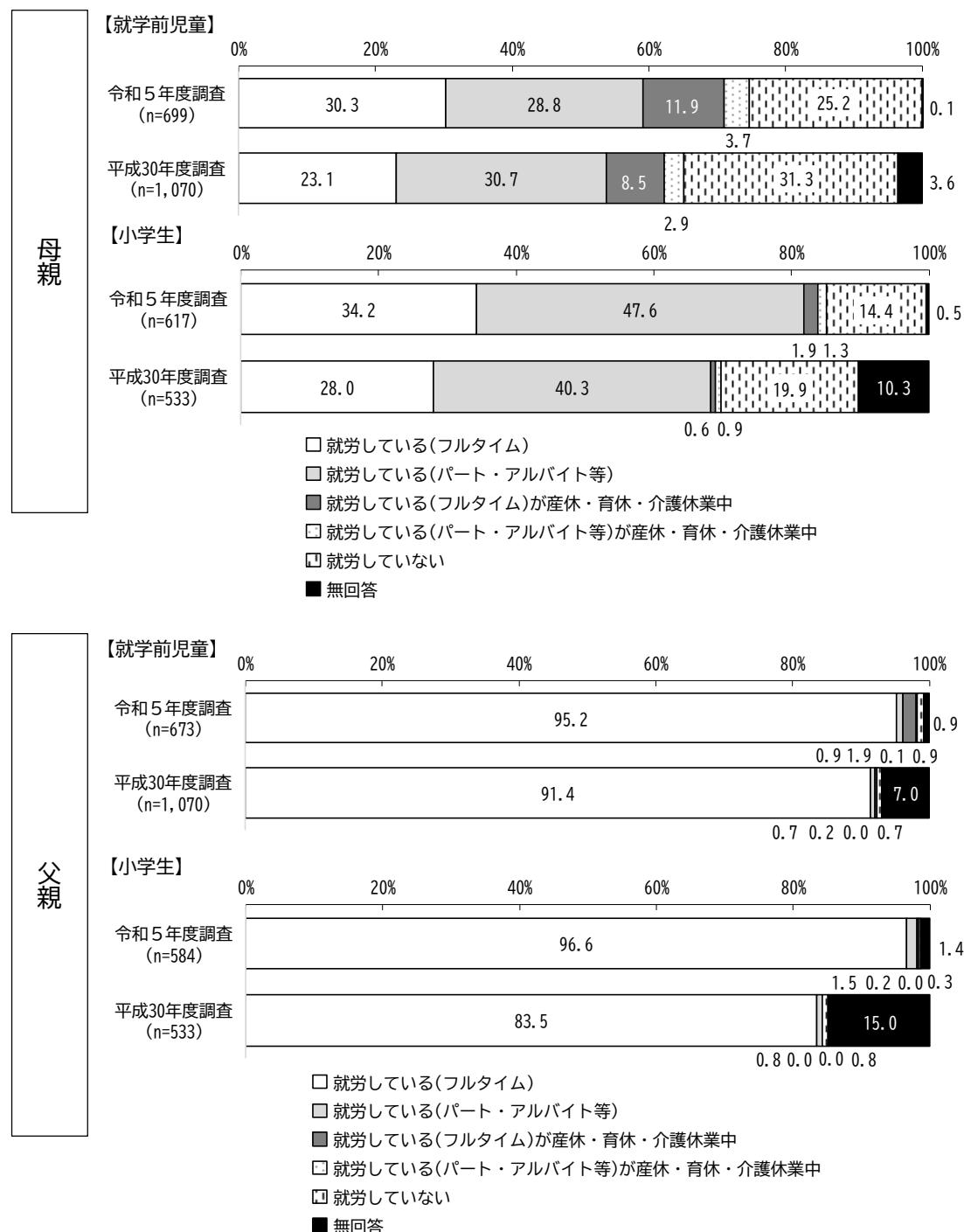
②保護者の就労状況について

母親の就労状況は、就学前児童で「就労している（フルタイム）」、小学生で「就労している（パート・アルバイト等）」が最も高くなっています。父親の就労状況は、就学前児童と小学生のいずれも「就労している（フルタイム）」が最も高くなっています。

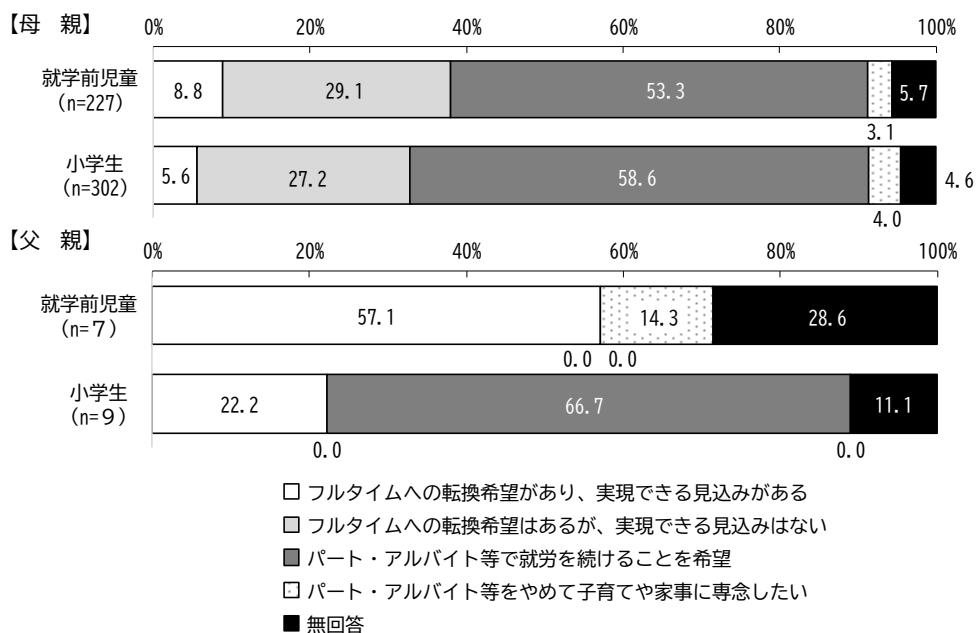
現在就労していない母親の就労希望は、就学前児童と小学生のいずれも今後就労を希望する割合が高く、就学前児童、小学生ともに「1年より先」がそれぞれ最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、就学前児童の母親の就労状況については「就労していない」が6.1ポイント減少し、雇用形態を問わず「就労している」と回答した割合は9.5ポイント増加したことから、子どもが幼い頃から就労している母親が増えています。

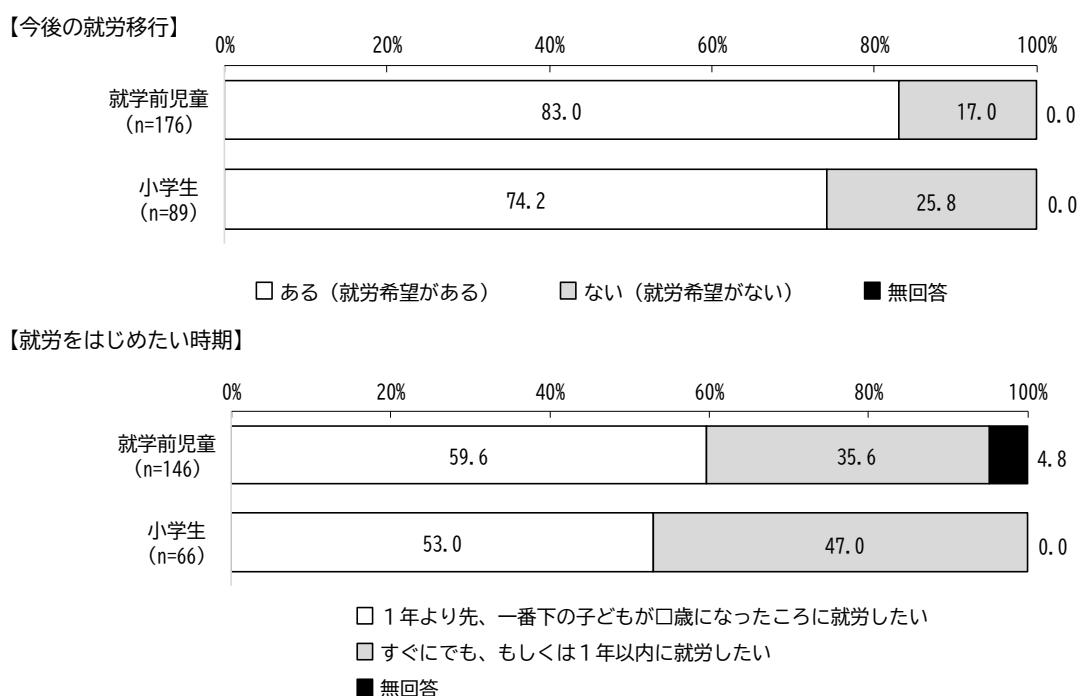
●保護者の就労状況（単数回答・経年比較）



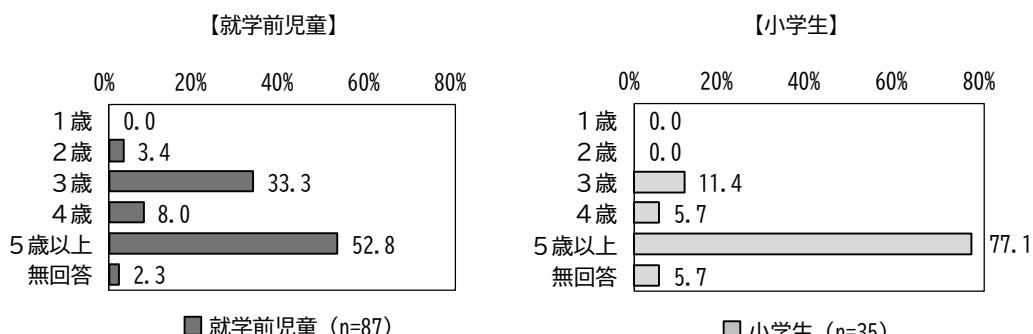
●パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望（単数回答・令和5年度調査）



●現在就労していない「母親」の就労希望（単数回答・令和5年度調査）



⇒一番下の子どもが何歳になつたら就労をしたいか（単数回答）

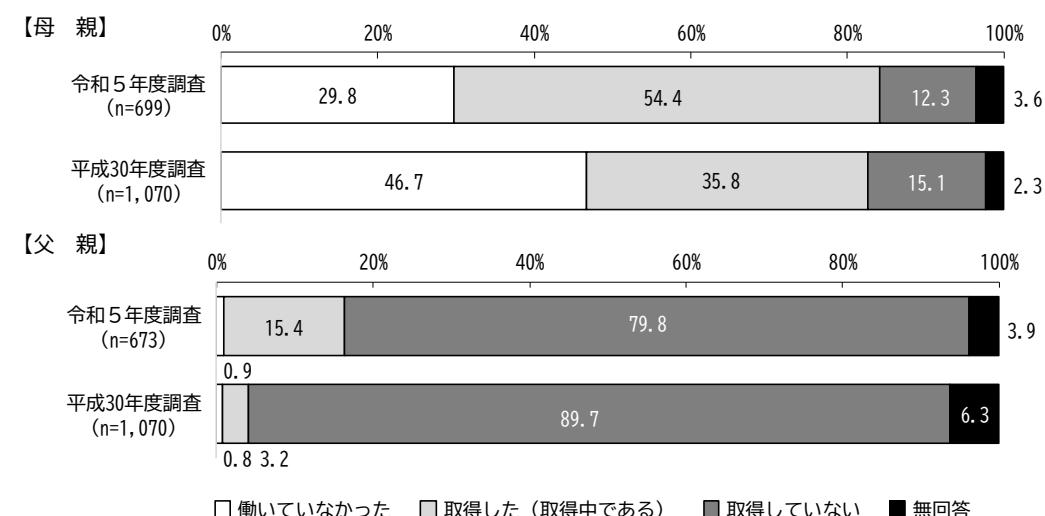


③育児休業の取得状況について

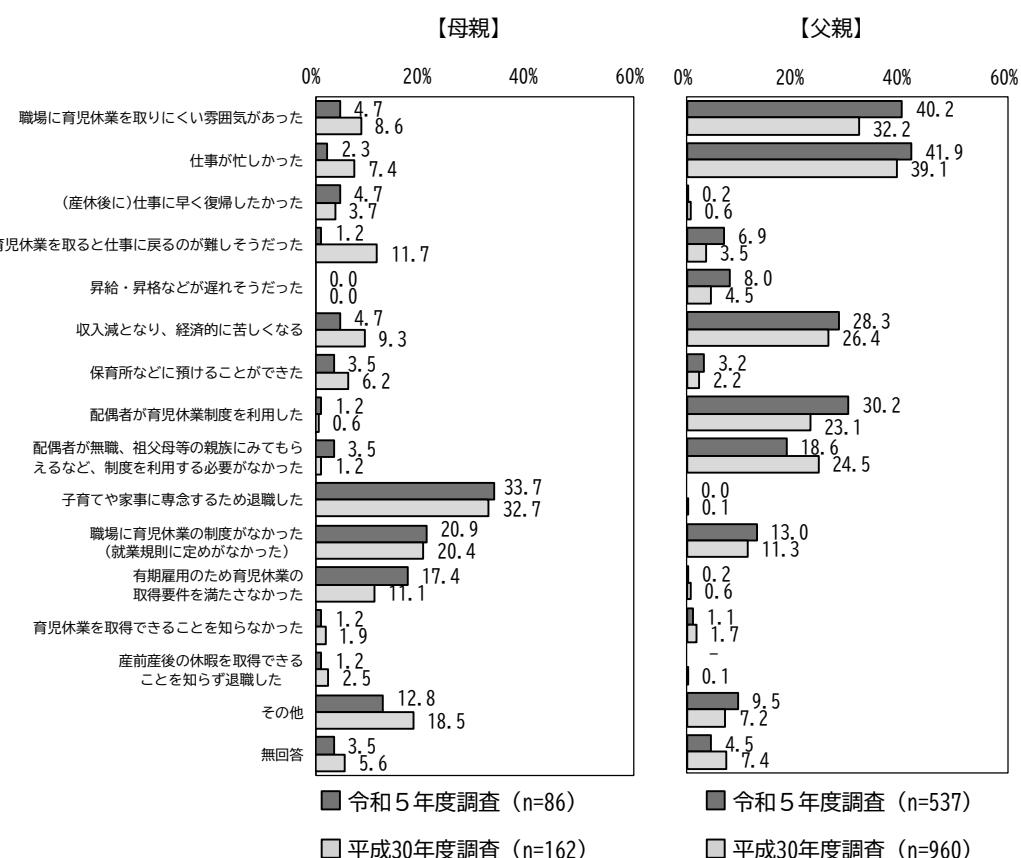
育児休業の取得状況について、母親では「取得した（取得中である）」が、父親では「取得していない」がそれぞれ最も高くなっています。また、取得していない理由をみると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」となっています。父親では、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています。

平成30年度調査と比べると、「取得した（取得中である）」の割合が母親では18.6ポイント、父親では12.2ポイント増加しています。

●育児休業の取得状況（単数回答・経年比較）



⇒取得していない理由（複数回答・経年比較）



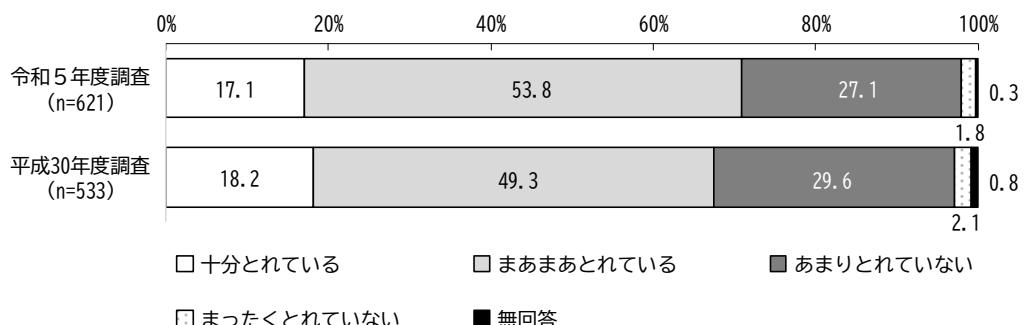
④子どもと過ごす時間について

子どもと過ごす時間については、「まあまあとれている」が最も高くなっていますが、約3割は「あまりとれていない」となっています。

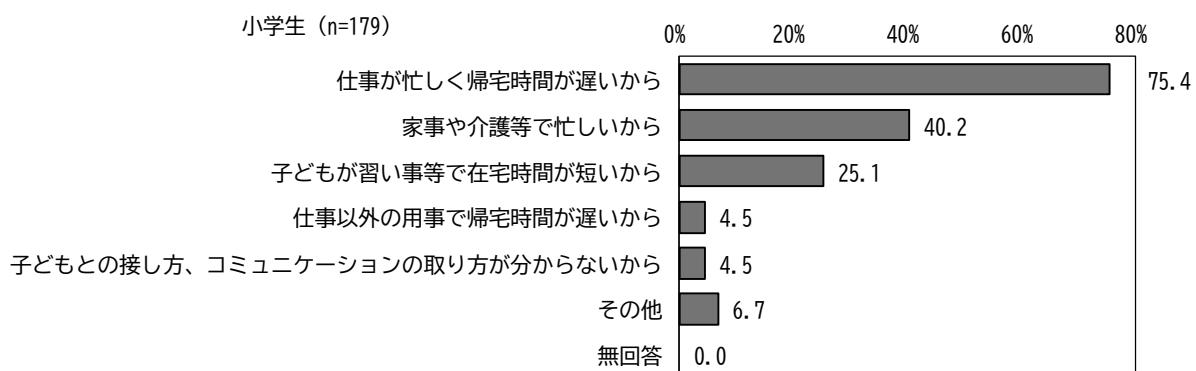
平成30年度調査と比べると、「十分とれている」が1.1ポイント減少し、「まあまあとれている」が4.5ポイント増加していますが、ほとんど変化がない状況です。

また、子どもと過ごす時間をとれていない理由として、「仕事が忙しく帰宅時間が遅いから」が7割半ばと最も高く、次いで「家事や介護等で忙しいから」となっています。

●子どもと一緒に過ごす時間の有無（単数回答・令和5年度調査）



⇒子どもと一緒に過ごす時間がとれていない理由（複数回答・令和5年度調査）

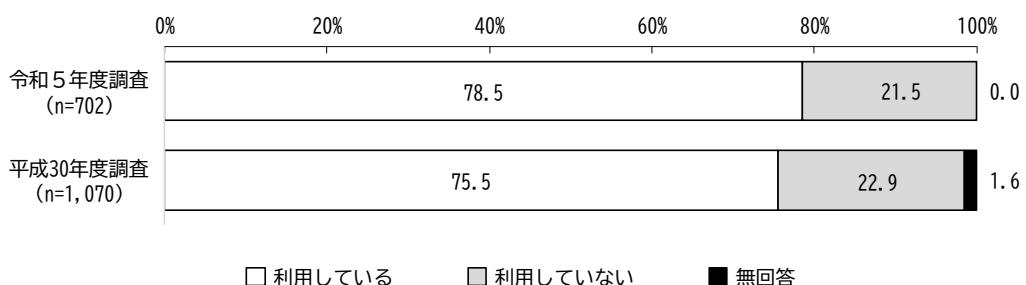


⑤定期的な教育・保育事業の利用状況について

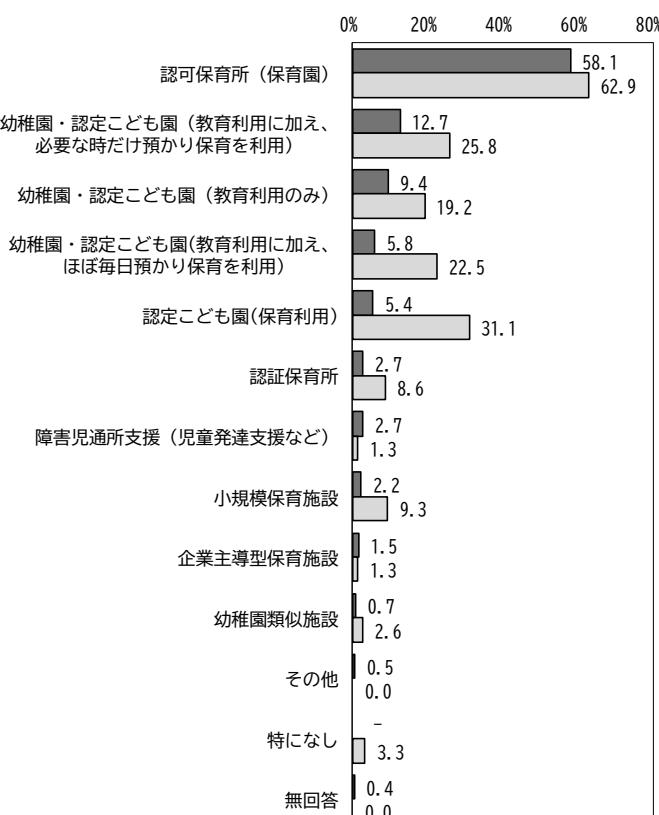
現在の定期的な教育・保育事業の利用有無は、「利用している」が約8割、「利用していない」が約2割となっています。現在利用している教育・保育事業は、「認可保育所（保育園）」が全体の半数以上となっています。また、今後利用したいと考える教育・保育事業についても、「認可保育所（保育園）」が最も高く、次いで「認定こども園（保育利用）」となっています。

平成30年度調査と比べると、現在の定期的な教育・保育事業の利用有無は、「利用している」が3.0ポイント増加し、「利用していない」が1.4ポイント減少しましたが、概ね同様の傾向となっています。

●現在の定期的な教育・保育事業の利用有無（単数回答・経年比較）



●「現在利用している」「今後利用したい」平日の定期的な教育・保育事業（複数回答・令和5年度調査）



■ 平日に利用している教育・保育事業（就学前児童 n=551）

□ 現在の利用状況にかかわらず、今後、定期的に利用したい平日の教育・保育事業（就学前児童 n=151）

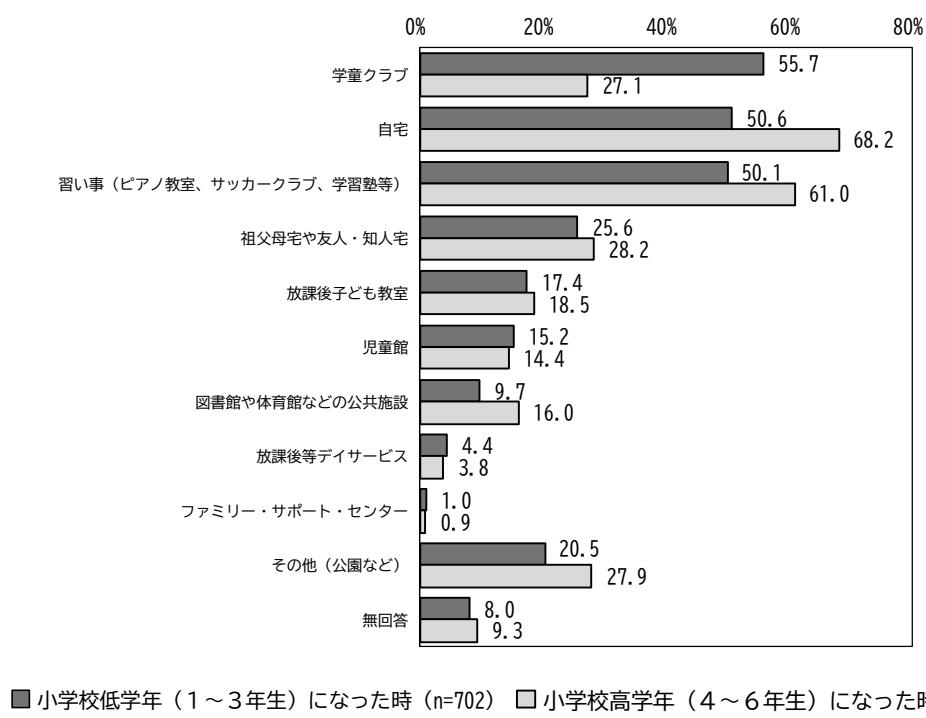
⑥小学校就学時の放課後等の過ごし方について

放課後の過ごし方の希望（未就学児保護者）について、小学校低学年では「学童クラブ」が最も高く、次いで「自宅」となっています。

小学校高学年では「自宅」が最も高く、次いで「習い事」となっています。

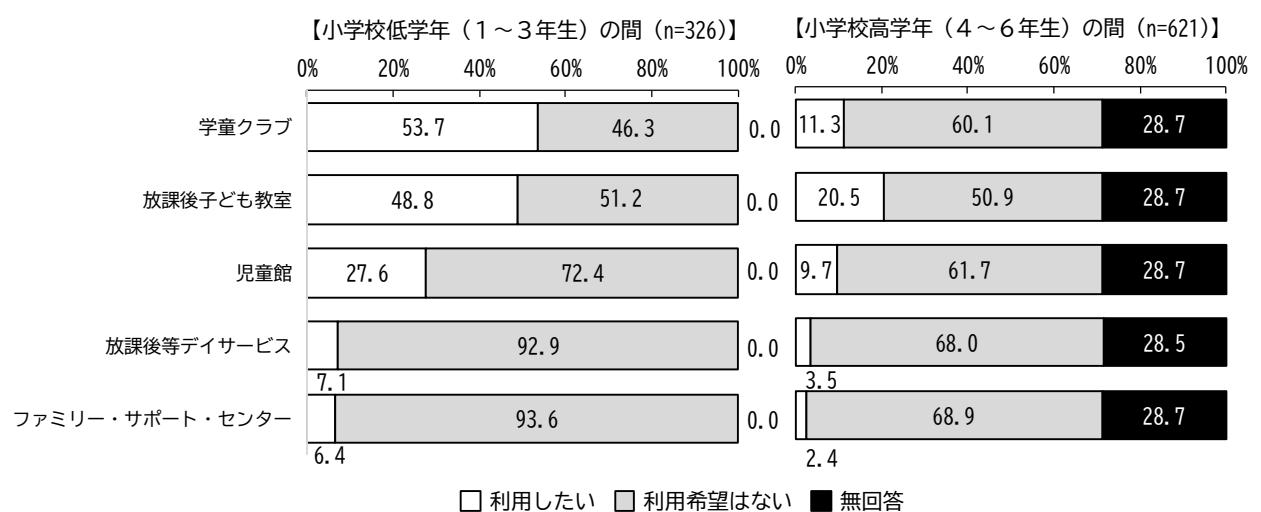
平日の放課後に利用したい場所の希望（小学校就学児保護者）では、小学校低学年で学童クラブについて「利用したい」が5割半ばと最も利用希望が高くなっていますが、小学校高学年では放課後子ども教室の利用希望が最も高くなっています。

●平日放課後の過ごし方の希望（未就学児保護者・複数回答・令和5年度調査）



■ 小学校低学年（1～3年生）になった時（n=702） □ 小学校高学年（4～6年生）になった時（n=702）

●平日放課後に利用したい場所の希望（小学校就学児保護者・単数回答・令和5年度調査）



※あて名のお子さんが小学校4～6年生の場合は、1～3年生への回答は不要とした。

●平日放課後の時間に主に過ごしている場所（単数回答・令和5年度調査） (単位：%)

		n	自宅	学童クラブ	習い事（ピアノ教室、サッカーカークラブ、学習塾など）	公園や広場	児童館	宛名のお子さんの友人宅	放課後等アイサービス	友人・知人宅 祖父母宅や保護者の 友人・知人宅	その他	無回答
学年	全体	621	40.9	23.7	13.2	12.9	2.1	1.8	1.8	1.3	1.1	1.3
	1年生	118	33.9	52.5	6.8	1.7	1.7	0.0	1.7	0.8	0.0	0.8
	2年生	115	25.2	48.7	13.9	5.2	3.5	0.9	0.9	0.9	0.9	0.0
	3年生	92	32.6	20.7	15.2	15.2	6.5	3.3	2.2	0.0	1.1	3.3
	4年生	98	55.1	4.1	12.2	19.4	1.0	3.1	2.0	1.0	1.0	1.0
	5年生	94	48.9	3.2	17.0	17.0	0.0	3.2	3.2	4.3	2.1	1.1
	6年生	99	53.5	1.0	15.2	23.2	0.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0

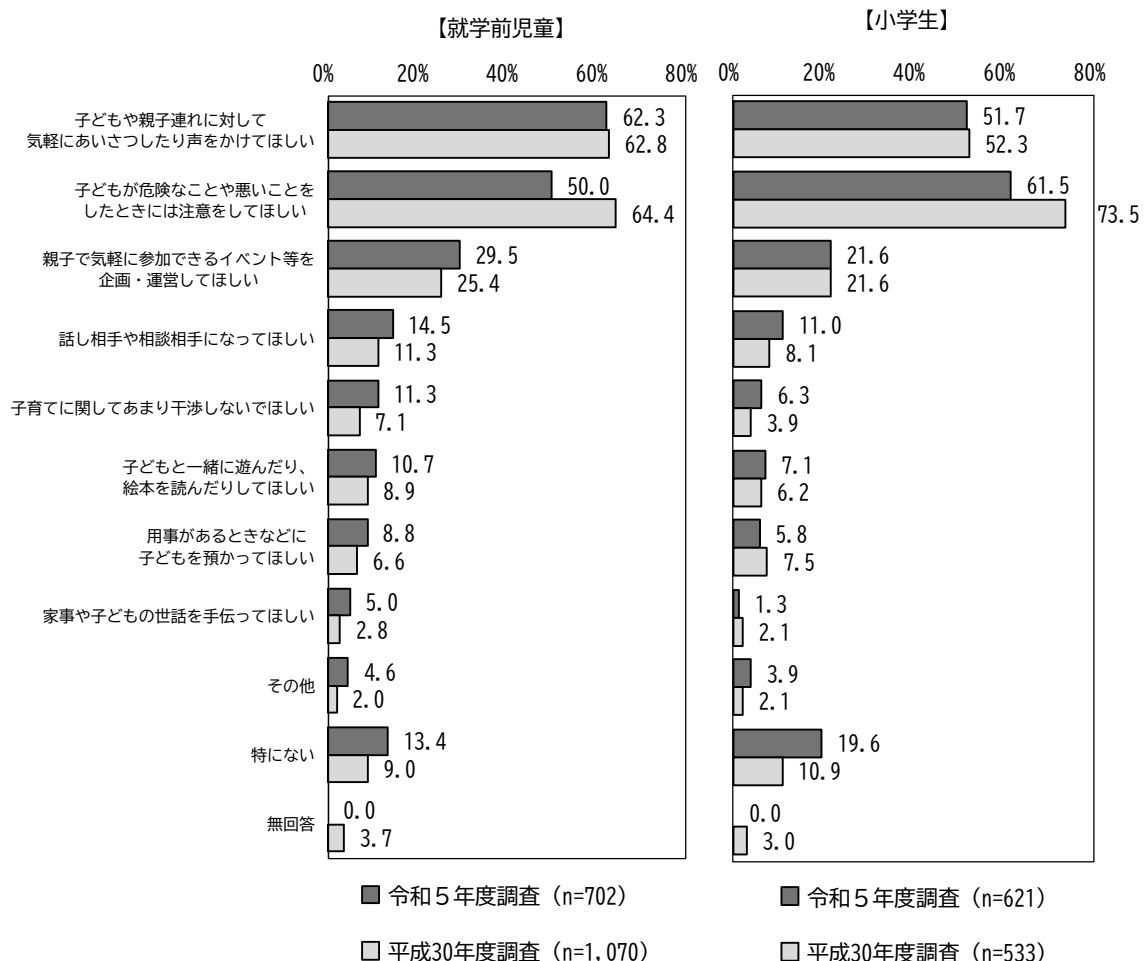
⑦子どもの生活環境と地域との関わりについて

子育てに関する地域の人に望むことは、就学前児童では「子どもや親子連れに対して気軽にあいさつしたり声をかけてほしい」が最も高く、次いで「子どもが危険なことや悪いことをしたときには注意をしてほしい」となっています。

小学生では「子どもが危険なことや悪いことをしたときには注意をしてほしい」が最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して気軽にあいさつしたり声をかけてほしい」となっています。

平成30年度調査と比べると、「子どもが危険なことや悪いことをしたときには注意をしてほしい」の割合が、就学前児童と小学生ともに10ポイント以上減少しています。

●子育てに関する地域の人に望むこと（複数回答・経年比較）

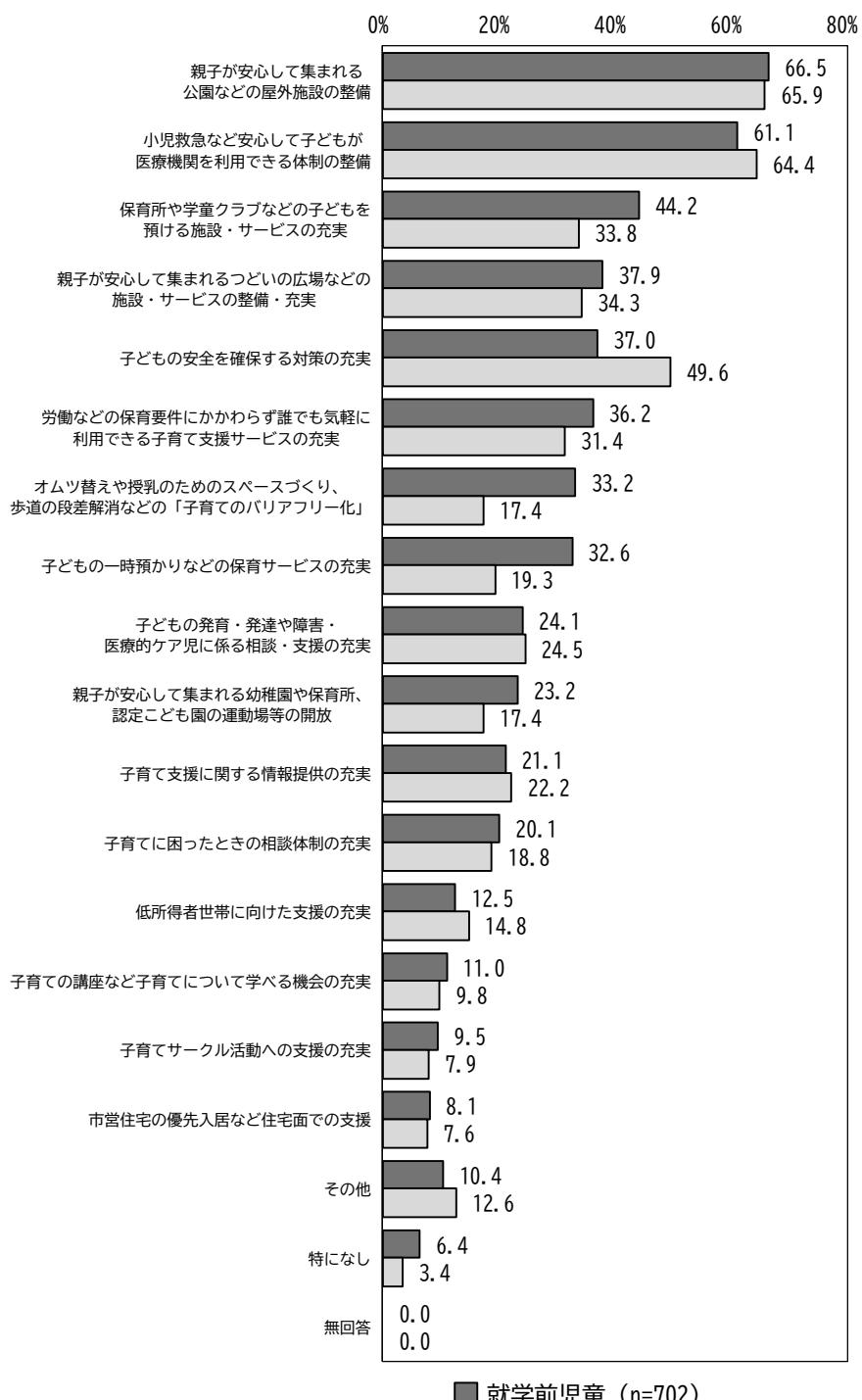


⑧子育て支援サービスについて

充実してほしい子育て支援サービスについては、就学前児童、小学生ともに「親子が安心して集まれる公園などの屋外施設の整備」が最も高くなっています。次いで、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制の整備」が高くなっています。

就学前児童では、「保育所や学童クラブなどの子どもを預ける施設・サービスの充実」が高くなっている一方で、小学生では「子どもの安全を確保する対策の充実」が高くなっています。

●充実してほしい子育て支援サービス（複数回答・令和5年度調査）



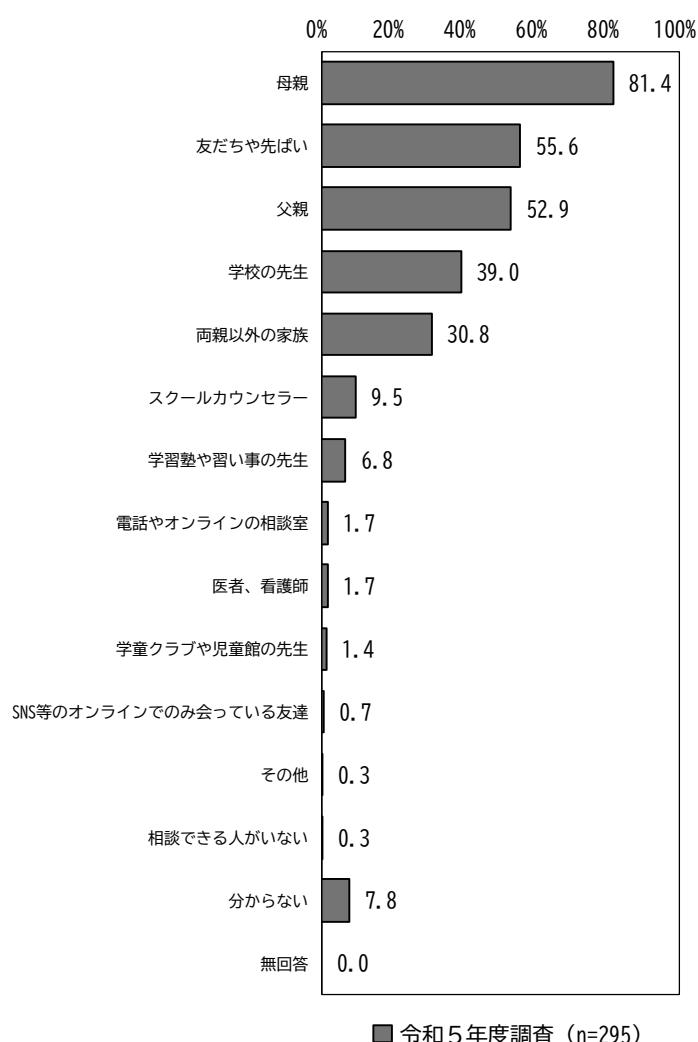
⑨小学生本人の意見について

小学生本人に聞いた、悩みや不安についての相談先としては、「母親」が最も高く、次いで「友だちや先輩」が高くなっています。

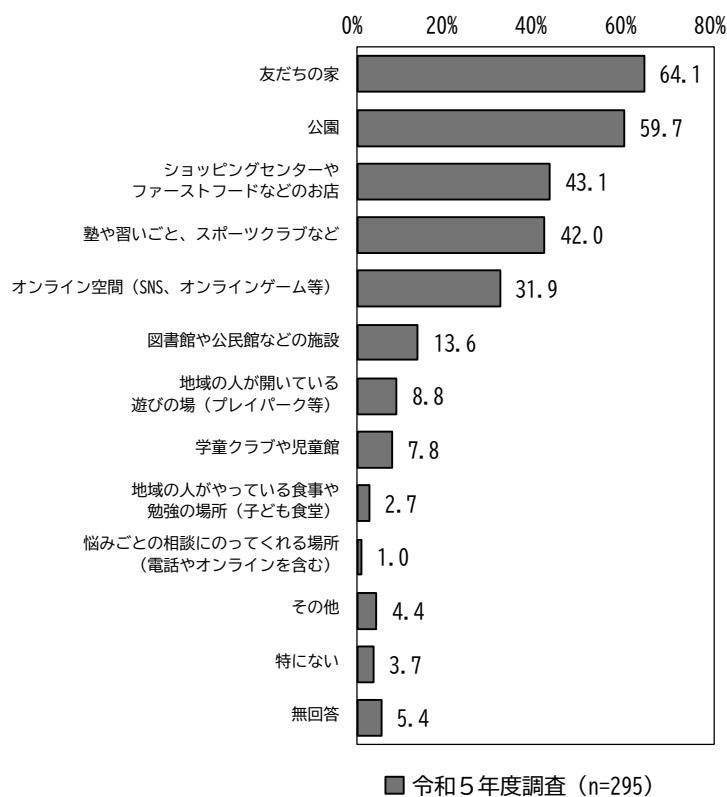
家や学校以外で楽しく過ごせる場所については、「友だちの家」が最も高く、次いで「公園」が高くなっています。

最も理想とする市の姿については、「自然を活かしたまち」「安全・安心なまち」が最も高く、次いで「みんなが助け合えるまち」が高くなっています。

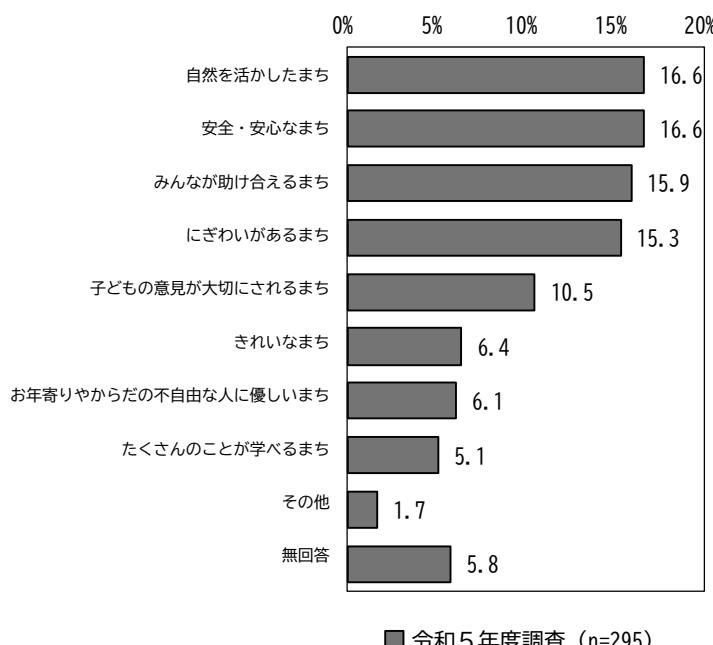
●（小学生本人）悩みや不安に思うことができた時の相談先（複数回答・令和5年度調査）



● (小学生本人) 家や学校以外で楽しく過ごせる場所 (複数回答・令和5年度調査)



● (小学生本人) 最も理想とする市の姿 (単数回答・令和5年度調査)



9 第2期計画における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の進捗状況と評価・課題

第2期計画では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、目標事業量を設定し、子育て支援を推進しました。また、第3期計画の策定に当たり、各事業の評価を行うとともに、アンケート結果も踏まえ、課題を整理しました。

(1) 教育・保育事業

①幼児期の学校教育・保育の量の見込みと実績【令和5年3月一部見直し】【担当課：保育課】

■教育・保育ニーズ量の見込みと実績

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	1号認定	3～5歳児	人	815	803	582	567	540
	2号認定	3～5歳児	人	1,058	1,057	1,040	1,028	992
	3号認定	0歳児	人	123	127	131	135	139
		1・2歳児	人	601	580	597	604	611
	計		人	724	707	728	739	750
実績値	1号認定	3～5歳児	人	667	612	586	544	472
	2号認定	3～5歳児	人	1,146	1,138	1,135	1,108	1,074
	3号認定	0歳児	人	129	125	123	115	105
		1・2歳児	人	688	632	630	628	630
		計	人	817	757	753	743	735

※計画値について、「3～5歳児」で、ニーズ調査の結果から親の就労状況により、本来は2号認定の資格を有する人が、幼稚園利用意向が強いと判断できる場合（あきる野市の場合は約200人）は、1号認定として計上しています。

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定)(各年5月1日)

見込み		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み (必要利用定員総数)	人	815	803	582	567	540
	②確保の内容 (幼稚園・認定こども園)	人	582	582	596	561	561
	③私学助成型幼稚園 (確認を受けない幼稚園)	人	400	400	260	260	260
	②+③-①	人	167	179	274	254	281
実績値	④需要実績	人	667	612	586	544	472
	⑤確保の内容 (幼稚園・認定こども園)	人	582	662	596	465	465
	⑥私学助成型幼稚園 (確認を受けない幼稚園)	人	400	260	260	260	260
	⑤+⑥-④	人	315	310	270	181	253

※計画値について、あきる野市の必要利用定員総数のうち、約200人については、親の共働き等の理由により、本来は2号認定の資格を有する人ですが、幼稚園の利用希望が認められるため、幼稚園利用の見込みに含んでいます。

■幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画 値	①量の見込み (必要利用定員総数)	人	1,058	1,057	1,040	1,028	992
	②確保の内容 (保育所・認定こども園)	人	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
	③地域単独事業 (認証保育所)	人	28	28	28	28	28
	②+③-①	人	154	155	172	184	220
実 績 値	④需要実績	人	1,146	1,138	1,135	1,108	1,074
	⑤確保の内容 (保育所・認定こども園)	人	1,184	1,184	1,190	1,144	1,150
	⑥地域単独事業 (認証保育所)	人	28	28	28	28	28
	⑤+⑥-④	人	66	74	83	64	104

■ 幼児期の保育【保育所・認定こども園】(3号認定)

		単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			0歳	1・2歳								
計画値	①量の見込み (必要利用定員総数)	人	724		707		728		739		750	
			123	601	127	580	131	597	135	604	139	611
	②確保の内容	人	735		735		739		739		739	
			140	595	140	595	140	599	140	599	140	599
	地域型保育事業	人	64		64		64		64		64	
			12	52	12	52	12	52	12	52	12	52
実績値	③地域単独事業 (認証保育所)	人	41		41		41		41		41	
			9	32	9	32	9	32	9	32	9	32
	②+③-①	人	116		133		116		105		94	
			38	78	34	99	30	86	26	79	22	72
	④需要実績	人	817		757		753		743		735	
			129	688	125	632	123	630	115	628	105	630
実績値	⑤確保の内容	人	735		735		739		725		722	
			140	595	140	595	140	599	140	585	143	579
	地域型保育事業	人	64		64		64		64		64	
			12	52	12	52	12	52	12	52	12	52
	⑥地域単独事業 (認証保育所)	人	41		41		41		41		44	
			9	32	9	32	9	32	9	32	9	35
	⑤+⑥-④	人	23		83		91		87		95	
			32	-9	36	47	38	53	46	41	59	36

■ 課題・評価

就学前児童人口の減少に伴い、全体的に利用者数も減少しています。特に幼稚園・認定こども園の1号認定児の利用者数は大きく減少していますが、保育所・認定こども園の2号認定児及び3号認定児の利用率は共働き世帯の増加により上がってきています。

このため、利用状況の変化を注視しながら、需要（保育を必要とする側）と供給（保育を提供する側）のバランスを調整していく必要が生じています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

各事業の令和6年度の数値は、令和2年度から令和5年度までの実績等から推計した数値となります。

①利用者支援に関する事業【担当課：こども家庭センター】

あきる野ルピア2階に設置されている「あきる野子育てステーション ここるの」では、子育て支援総合窓口と母子保健窓口が連携し、妊娠期から子育て期にわたる子育てに関し、情報提供や助言、相談対応などを行いました。

■利用者支援に関する事業

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	基本型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
		設置場所	-	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの
実績値	母子 保健型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
		設置場所	-	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの
実績値	基本型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
		設置場所	-	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの
実績値	母子 保健型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
		設置場所	-	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの	子育てステーション ここるの

■課題・評価

基本型では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達に関する相談窓口等を円滑に利用できるよう情報提供を行い、母子保健型では、母子健康手帳交付時に専門職による妊婦面談や妊娠期の電話連絡・訪問を実施する等、基本型と母子保健型で連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援に努めました。

今後は、個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を推進するため、子どもに関わる機関同士の連携体制の強化が必要となっています。

②時間外保育事業（延長保育事業）【担当課：保育課】

勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（標準保育の11時間又は短時間保育の8時間）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しました。

■時間外保育事業（延長保育事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	831	827	834	840	834
	確保の内容	人	831	827	834	840	834
		箇所	15	15	15	15	15
実績値	利用者数	人	699	772	760	772	772
	確保の内容	人	699	772	760	772	772
		箇所	15	15	15	15	15

■課題・評価

時間外保育（延長保育）の利用者数は、横ばいで大きな利用変動はありませんでした。

必要な量の確保に至っていますが、今後も一定数のニーズが見込まれるため、引き続き事業の推進に努めていく必要があります。

③放課後の活動支援（新・放課後子ども総合プラン）【担当課：こども政策課・生涯学習推進課】

学童クラブについては、令和5年度までは、実績値の確保の内容よりも申請者数が上回っていましたが、施設等を拡充したことにより令和6年度は申請者数全てを受け入れることができます。

放課後子ども教室については、地域の方々の協力を得ながら、学童クラブと一体型で実施し、事業量の実績値は計画値を上回りました。

■学童クラブ

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み (1～6年生)	人	1,173	1,165	1,159	1,139	1,142
	確保の内容	人	1,055	1,055	1,110	1,110	1,165
実績値	申請者数 (1～6年生)	人	1,204	1,087	1,104	1,092	1,192
	確保の内容	人	975	975	1,015	1,015	1,200
	入会者数 (4月1日時点)	人	1,070	998	1,013	1,011	1,192
	設置箇所数・ 学童クラブ数	箇所	16	16	17	17	11

※申請者数は、3月31日までの入会辞退者を除く

※設置箇所数・学童クラブ数は、令和2年度から令和5年度まで、1つの学童クラブを第1・第2と区分した場合の数で設置箇所数として表記しております。令和6年度は、これらを1つの学童クラブとして表記しており、設置箇所数が減少しているものではありません。

■放課後子ども教室

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	学校数	校	10	10	10	10	10
	設置箇所数	箇所	6	7	7	8	8
	事業量 (市内小学校の整備状況)	%	60	70	70	80	80
	一体型*実施箇所数	箇所	6	7	7	8	8
	一体型の目標事業量	%	100	100	100	100	100
実績値	学校数	校	10	10	10	10	10
	設置箇所数	箇所	7	7	8	9	10
	事業量 (市内小学校の整備状況)	%	70	70	80	90	100
	一体型実施箇所数	箇所	7	7	8	9	10
	一体型の事業量	%	100	100	100	100	100
	登録者数	人	831	984	1,134	1,495	1,586

■課題・評価

令和6年度は、学童クラブとして実施場所を拡充し、業務委託により人材確保を図ったことにより、実績値の確保の内容の人数（定員）を増やすことができました。

また、放課後子ども教室は、新たに前田小学校に設置し、市内10校の全ての小学校で、活動支援の提供ができる環境を整備しました。登録者数は、市内全児童数が減少している中、年々増加傾向となっています。

今後、学童クラブは、引き続き、全ての申請者が入会することができるよう、活動場所や従事者の確保と育成支援の充実に努めていく必要があります。

また、放課後子ども教室は、増加している登録者に対応していくため、運営スタッフの確保や研修の充実が課題となっています。

（一体型・校内交流型）

学童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」とし、そのうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものをいいます。

なお、令和5年度内までは、新・放課後子ども総合プランにおいて「一体型」といい、令和6年度は、放課後児童対策パッケージにおいて「校内交流型」といいます。

④子育て短期支援事業【担当課：こども家庭センター】

保護者の出張、疾病、その他育児疲れ等で児童を養育することが一時的に困難な家庭に対し、委託先である市外乳児院・児童養護施設と調整を図り、支援を行いました。

また、事業の対象を小学生まで拡充し、令和4年度からは市内の協力家庭、令和5年度からは市内母子生活支援施設を委託先に追加しました。

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業*）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	129	125	122	120	115
	確保の内容	人日	129	125	122	120	115
		箇所	1	1	1	1	1
実績値	需要実績	人日	138	88	220	268	648
	確保の内容	人日	138	88	220	268	648
		箇所	1	1	6	8	8

■課題・評価

子育て短期支援事業は、計画期間中に対象を小学生まで拡充したことで利用が広がり、計画値を上回る実績値となっており、件数も増加傾向にあります。

今後は、希望する日程で事業を利用できるよう、利用状況を注視しながら委託先の確保について調整を図ることや、育児疲れ等で児童を養育することが一時的に困難な家庭に対する利用促進が課題となっています。

(ショートステイ事業)

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を日帰りや宿泊でお預かりする事業です。

⑤乳児家庭全戸訪問事業【担当課：こども家庭センター】

保健師・助産師が生後2か月から4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要な支援につなげました。

■乳児家庭全戸訪問事業

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	訪問件数	件	485	476	466	458	450
		訪問率	%	100	100	100	100	100
	確保の内容		-	実施体制：3人 実施機関：健康課	実施体制：3人 実施機関：健康課	実施体制：3人 実施機関：健康課	実施体制：3人 実施機関：健康課	実施体制：3人 実施機関：健康課
実績値	出生者数		人	428	437	384	396	384
	訪問件数		件	417	431	379	394	382
	訪問率		%	97.4	98.6	98.7	99.5	99.5
	確保の内容		-	実施体制：3人 実施機関：健康課	実施体制：3人 実施機関：健康課	実施体制：3人 実施機関：健康課	実施体制：3人 実施機関：子ども家庭支援センター	実施体制：3人 実施機関：こども家庭センター

■課題・評価

令和2年度は、コロナ禍の影響もあり97%台の訪問率でしたが、その後訪問率は徐々に上がり、令和5、6年度は、99%台の訪問率となっています。

また、仕事復帰等の理由で、期日内に訪問ができない家庭には、後日訪問や電話対応を行い、全ての乳児家庭について状況確認を行うことができました。

引き続き、乳児家庭への支援に努めるとともに、里帰りが長期になる等の理由で会うことができない家庭に対しても、円滑な状況把握や切れ目のない支援につなげができるよう、母子保健事業の周知や関係機関との連携推進を図っていく必要があります。

⑥養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業【担当課：こども家庭センター】

学校や保育所等の訪問を実施し、要支援家庭の早期発見及び支援を行いました。

また、要保護児童対策地域協議会のネットワークを強化し、児童虐待防止に関する周知活動を積極的に行うことで児童虐待の未然防止に努めました。

■養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業及び要保護児童対策地域協議会

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画 値	専門的相談支援件数	件	277	277	277	277	277
	育児支援ヘルパー派遣件数	件	144	144	144	144	144
	代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
	実務者会議回数	回	3	3	3	3	3
	個別ケース検討会議回数	回	30	30	30	30	30
実 績 値	専門的相談支援件数	件	92	292	198	241	294
	育児支援ヘルパー派遣件数	件	102	91	64	85	66
	代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
	実務者会議回数	回	3	3	3	4	3
	個別ケース検討会議回数	回	26	25	28	47	48

※専門的相談支援及び育児支援ヘルパー派遣を養育支援訪問事業として実施してきたが、令和6年度途中から育児支援ヘルパー派遣を子育て世帯訪問支援事業として実施する。

■課題・評価

学校や保育園等との情報共有を実施していくことで、要支援家庭の早期発見及び支援を行うことができました。また、関係機関と連携し、児童虐待防止に関する周知活動を積極的に行うことで児童虐待の未然防止に努めています。

虐待対応等を含む事業の特性上、実績値の増減による評価は困難となります。令和6年度の実績として、相談支援件数及び検討会議回数は増加、ヘルパー派遣件数は減少している状況です。

今後は、更なる養育支援や児童虐待防止のため、関係部署との連携体制の強化が必要となっています。

⑦地域子育て支援拠点事業【担当課：こども家庭センター】

市内5箇所の「子育てひろば」で親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談支援や子育て講座等を実施しました。

■地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み（大人の数）	人回	18,665	18,072	17,704	17,320	16,716
	確保の内容	人日	18,665	18,072	17,704	17,320	16,716
		箇所	5	5	5	5	5
実績値	利用者数（大人の数）	人回	5,967	7,010	9,469	10,574	10,906
	確保の内容	人日	5,967	7,010	9,469	10,574	10,906
		箇所	5	5	5	5	5
	利用者数（小人の数）	人回	7,250	8,531	11,009	12,126	12,475

※ニーズ調査では、保護者の利用意向等を把握しているため、量の見込み及び確保内容の人数は大人の人数です。

■課題・評価

地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安等を相談できる場の整備を推進したことで、利用者数は増加傾向となっています。

子育て支援アンケート調査では、子育てひろばを利用していない理由について、「知人がいないので行きづらい」との回答が多かったことから、今後は利用しやすい環境づくりへの取組が求められています。

⑧一時預かり事業【令和5年3月一部見直し】【担当課：保育課・こども家庭センター】

幼稚園等では、通常の教育時間の前後又は長期休業日等に保育が必要な在園児を対象に預かり保育事業を実施しました。

保育施設等での一時預かり事業については、市内の私立保育所・地域単独事業（認証保育所）の計14園で実施し、一般型一時預かり事業については、あきる野子育てステーションここの内で実施しました。

■一時預かり事業

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	1号認定による利用	量の見込み	人日	6,722	6,730	6,633	6,574	6,361
		確保の内容	人日	6,722	6,730	6,633	6,574	6,361
	1号（新2号）認定による利用	量の見込み	人日	26,890	26,923	26,536	26,300	25,446
		確保の内容	人日	26,890	26,923	26,536	26,300	25,446
	その他の一時預かり事業*	量の見込み	人日	747	723	712	699	680
		確保の内容	人日	747	723	712	699	680
		保育施設等		149	144	144	144	144
		一般型		598	579	568	555	536
		設置箇所数	箇所	14 (1)	14 (1)	14 (1)	14 (1)	14 (1)
実績値	幼稚園在園児の預かり保育事業*	利用者数	人日	18,269	21,160	20,765	21,133	21,133
		設置箇所数	箇所	6	6	6	6	6
	その他の一時預かり事業*	利用者数	人日	542	586	851	789	686
		保育施設等		202	164	147	181	181
		一般型		340	422	704	608	505
		設置箇所数	箇所	14 (1)	14 (1)	14 (1)	14 (1)	14 (1)

*その他は、保育施設での一時預かり事業及び一般型一時預かり事業です。

*その他の一時預かり事業（ ）内の数字は、一般型一時預かり事業の数です。

■課題・評価

あきる野子育てステーションここの内で実施した、一般型一時預かり事業では、保護者のリフレッシュ目的での利用が多く、保護者のニーズに対応することができました。

今後は、育児疲れ等で児童を保育することが困難な家庭の利用を促進するため、各相談機関と連携していくことが課題となっています。

幼稚園における一時預かり事業の利用者数は、母親の就労等の増加により需要が高まっており、1号認定児については施設等利用給付認定を受けてサービスを利用する方が増加しています。

また、保育施設での一時預かり事業の利用者数は、大きな利用変動はなく横ばい状態で推移しており、一定の利用ニーズに対応できていると言えます。

（その他の一時預かり事業）

市内の私立保育所・地域単独事業（認証保育所）及びあきる野子育てステーションここの内で実施している事業です。

（幼稚園在園児の預かり保育事業）

幼稚園等において、通常の教育時間の前後又は長期休業日等に保育を必要とする満3歳以上の在園児をお預かりする事業です。

⑨病児・病後児保育事業【担当課：こども家庭センター】

病気中又は病気回復期にある生後6か月から小学校3年生までの児童をお預かりし、保護者の子育てと就労等との両立を支援しました。

■病児・病後児保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	625	625	625	625	625
	確保の内容	人日	625	625	625	625	625
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
実績値	利用者数	人日	119	190	288	733	652
	確保の内容	人日	119	190	288	733	652
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1

■課題・評価

秋川流域病児・病後児保育室ぬくもりにおいて事業を実施しており、利用者数は増加傾向にあります。

今後も保護者のニーズに対応することができるよう、利用状況を注視しながら事業を推進していく必要があります。

⑩ファミリー・サポート・センター事業【担当課：こども家庭センター】

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をしたい方（提供会員）が会員となって組織する地域の助け合い活動を支援するため、会員登録に関する受付、講習会、交流会、援助活動の調整等を実施しました。

■ファミリー・サポート・センター事業

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	乳幼児	量の見込み	人日	392	379	372	363	351
		確保の内容	人日	392	379	372	363	351
	1～4年生	量の見込み	人日	445	432	421	404	396
		確保の内容	人日	445	432	421	404	396
	5～6年生	量の見込み	人日	290	282	274	264	259
		確保の内容	人日	290	282	274	264	259
	設置箇所数		箇所	1	1	1	1	1
	提供会員数		人	197	199	201	203	205
	両方会員数		人	14	14	14	14	14
	乳幼児	利用者数	人日	275	399	487	486	503
		確保の内容	人日	275	399	487	486	503
実績値	1～4年生	利用者数	人日	307	282	332	349	361
		確保の内容	人日	307	282	332	349	361
	5～6年生	利用者数	人日	95	182	120	175	181
		確保の内容	人日	95	182	120	175	181
	利用者数（0～12歳）		人日	677	863	939	1,010	1,045
	設置箇所数		箇所	1	1	1	1	1
	提供会員数		人	196	200	193	192	198
	依頼会員数		人	552	550	558	561	535
	両方会員数		人	13	12	15	14	13

■課題・評価

会員増に向けて、講習会や交流会等を実施しましたが、提供会員、依頼会員ともに会員数はほぼ横ばいとなっています。

今後も引き続き、依頼会員のニーズに対応することができるよう、提供会員の確保に取り組む必要があります。

⑪妊婦健康診査【担当課：こども家庭センター】

全ての妊婦が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から切れ目のない支援を行い、健康管理の推進を図りました。

■妊婦健康診査事業

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	受診券配付人数	人	485	476	466	458	450
		受診回数見込み	回	6,020	5,908	5,784	5,685	5,585
	確保の内容	実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関				
		実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関				
		検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容				
実績値		実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関等				
		実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関等				
	確保の内容	検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容				
		実施時期	-	受診票交付の日から出産の日まで				
		受診券配付人数	人	429	404	373	368	400
		受診回数	回	5,683	5,886	5,274	5,541	6,800

■課題・評価

14回の健診と4回の超音波検査及び妊婦子宮頸がん検診を基準通り継続実施し、妊娠中の健康管理への支援に努めました。

また、受診票が使用できない助産院や都外の医療機関等で受診する場合の費用助成については、母子健康手帳交付時の専門職面談の際に手続方法等の説明を行い、周知徹底を図りました。

今後は、健診結果が市に送付されるまでに時間を要することで、健診フォローが必要な方の把握について遅れが生じることのないよう、市外産科医療機関との連携を図る必要があります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【担当課：保育課】

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯及び第3子以降に対して、保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）に係る実費徴収額に対して補助を実施しました。利用人数、補助合計金額ともに減少傾向にあります。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	延べ利用人数	人	345	264	274	236	211
	補助合計金額	円	1,148,100	924,000	959,000	914,160	881,000

■課題・評価

就学前児童人口の減少及び保育需要の高まりにより、幼稚園利用者が減少しているため、補助対象者も減少していますが、保護者の負担軽減を図ることができます。引き続き事業の推進が求められています。

⑬多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【担当課：保育課】

幼稚園類似の施設へ通う施設等利用給付認定を受けていない児童の保護者に対して、保護者が支払うべき施設利用料の補助を実施しました。延べ利用人数が減少したことで、補助合計金額も減少傾向にあります。

■多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	延べ利用人数	人		46	46	7	9
	補助合計金額	円		920,000	920,000	140,000	180,000

■課題・評価

多様な事業者の能力を活用することで、様々なニーズに対応する幼児教育や保育の確保を行っています。

今後も利用者のニーズに添いながら、支援を継続することが必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、総人口のゆるやかな減少とともに少子化も進行しており、今後さらなる少子化を見据えた教育・保育環境の整備が必要となっています。

全国的にみると、少子化に加え、子どもの虐待やいじめ、さらには子どもの貧困なども問題となっており、複雑化する子どもや子育て家庭を取り巻く環境への対応が求められています。

子どもは社会の希望であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。また、未来を築き社会の担い手となる子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりを実現するためには、地域全体で子育て家庭を見守り、支援していくことが重要となります。

本市に暮らす全ての子ども・子育て家庭が地域とのつながりを持ち、将来にわたり幸せに暮らすことができるとともに、全ての子どもが権利の主体として尊重され、本市の豊かな自然や文化に触れ合いながら、夢や希望を持って、のびのびと心身ともに健やかに成長していくことができるよう、第2期計画の基本理念を継承し、「未来を担う子どもたちが 希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」を基本理念とし、更なる子ども・子育て支援施策の充実と環境整備を推進します。

基本理念

未来を担う子どもたちが 希望に満ちあふれ健やかに育つまち

社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち

あきる野

2 基本的な考え方

1 全ての子どもが等しく質の高い幼児教育・保育や福祉を受けることができる環境を整えます

全ての子どもには適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利があります。そのため、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準となるように配慮し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

また、子育て中の保護者をサポートしていくことが重要であることはもちろんのこと、子育て支援で最も重要なことは子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることです。子どもの視点を大切にしながら、子どもが安心して幸福な生活を送り、健やかに成長できるよう、それぞれの子どもの状況に応じた環境を整えます。

2 全ての保護者が子育てを楽しみながら、成長できる環境を整えます

全ての保護者が子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びを感じながら日々生活できるよう、それぞれの状況を踏まえ、誰一人取り残すことなく全ての子育て家庭を支援する視点を持ちながら、保護者が不安や孤立を感じることなく、親が子どもとともに成長していくことのできる環境を整えます。

3 社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます

子どもは次代の社会の担い手であり、養育の全てを保護者に委ねるだけではなく、地域全体で子どもの成長を支えていくことが重要です。地域の中で子どもを見守り、支え合うことで、保護者の負担を軽減するとともに、子どもが地域の人とつながりながら成長できるように、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを促進します。

また、地域で子育てを支援する人材の育成や、児童虐待の防止を推進し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

3 基本目標

基本目標1 子どもが健やかに成長できるまち

多様化する子育て家庭のニーズや潜在的な保育ニーズを捉えながら、そのニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための仕組みづくりを推進します。

また、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を促進していくほか、全ての子どもが安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりについても取組を進めています。

基本目標2 安心して笑顔で子育てできるまち

全ての保護者が子育てに対する負担や不安、孤立を感じることなく、楽しみながら子育てをしていくために、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談対応や適切な情報提供を行います。

また、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者への学びの支援を促進するほか、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や交流の場の提供、相談窓口の充実にも取り組みます。

基本目標3 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち

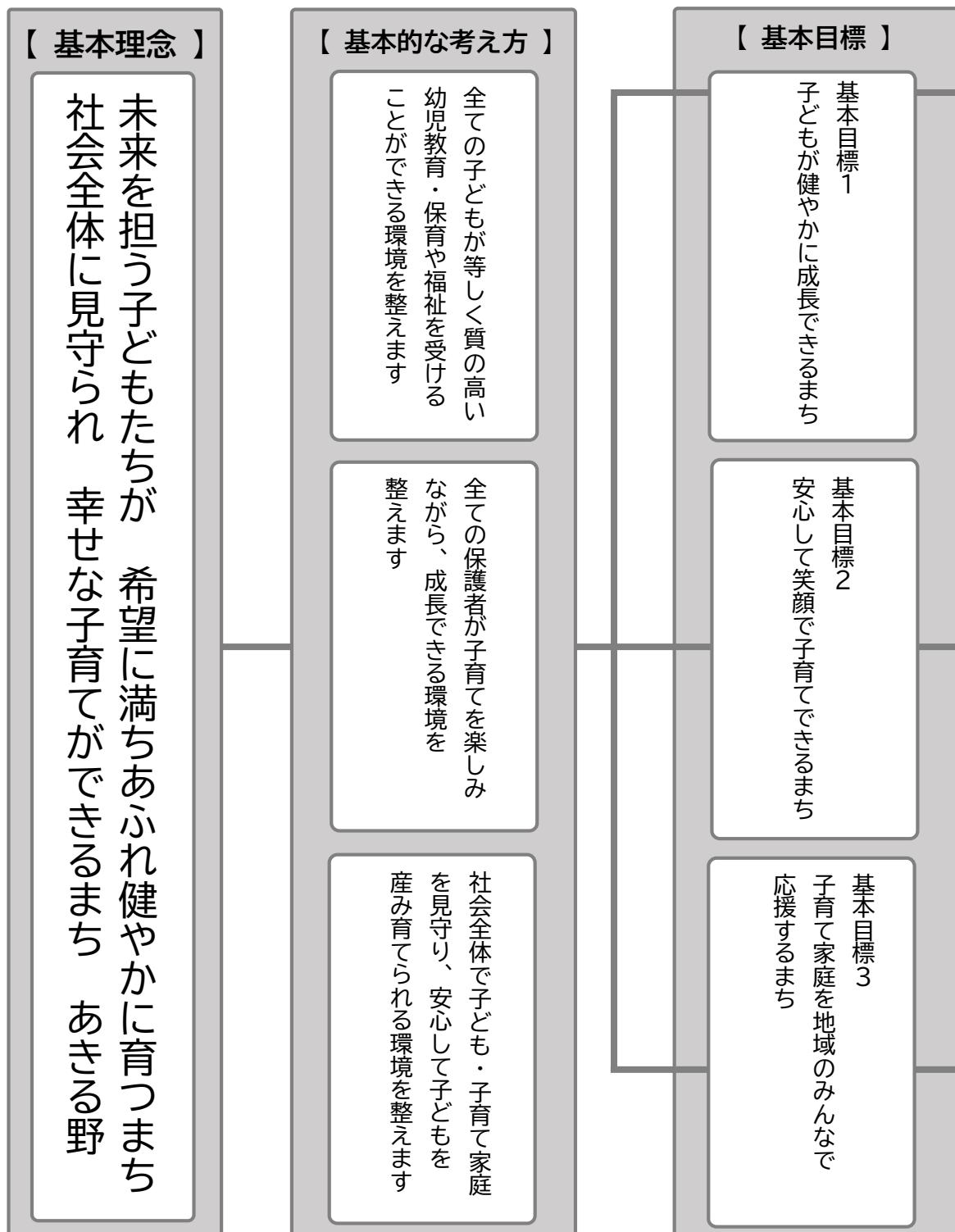
地域の中で子どもたちを導き、守ることができる人材を確保・育成するとともに、保護者も含めた地域とのつながりや交流を広めることができる機会を創出するなど、全ての子どもが社会全体に見守られ、必要に応じて適切な支援を受けながら、健やかに自分らしく成長することができる環境の整備を進めます。

また、児童虐待の防止や児童の権利擁護についても取組を促進し、社会的養護が必要な子どもについては、地域全体で支えることへの理解の促進を図ります。

第4章 あきる野市子育て支援施策の展開

1 計画の全体像

「基本理念」や「基本的な考え方」を踏まえ、あきる野市に暮らす全ての子どもへの支援、全ての保護者への支援、社会全体での子ども・子育て家庭への支援を推進するため、3つの基本目標と10の施策により計画を推進していきます。



※☆子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎子どもの貧困解消対策関連事業

【施策】	【事業】	☆	◎	【関係各課】
①幼児教育・保育の充実	1 幼児教育・保育の質の向上			保育課
	2 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）【新規】	☆		保育課
②成長段階に応じた健全育成	3 保・幼・小の連携・接続			指導室・教育総務課・保育課
	4 児童館事業			子ども政策課
③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	5 放課後の活動支援	☆	◎	子ども政策課・生涯学習推進課
	6 教育相談事業			指導室
④母と子の健康の保持・増進	7 障がい児への手当等の支給			子ども政策課・障がい者支援課
	8 障がい児療育体制の充実			指導室・保育課・子ども家庭センター・障がい者支援課
⑤子育てしやすい支援体制の充実	9 障がい児保育事業			保育課・子ども政策課
	10 障がい児通所支援サービス			障がい者支援課
⑥ひとり親家庭等への支援の充実	11 特別支援教育			指導室
	12 障害者虐待防止センター			障がい者支援課
⑦地域における子育て力の向上	13 子ども食堂推進事業		◎	子ども政策課
	14 子どもの学習・生活支援事業		◎	子ども政策課
⑧安全・安心なまちづくりの推進	15 外国につながる子どもへの支援			子ども政策課
	16 母子健康手帳の交付			子ども家庭センター
⑨仕事と子育ての両立の推進	17 妊婦健康診査	☆		子ども家庭センター
	18 乳幼児健康診査			子ども家庭センター
⑩安全・安心なまちづくりの推進	19 子育て教室			子ども家庭センター
	20 産後ケア事業	☆		子ども家庭センター
⑪地域における子育て力の向上	21 乳児家庭全戸訪問事業	☆		子ども家庭センター
	22 育児相談・一般相談			子ども家庭センター
⑫安全・安心なまちづくりの推進	23 伴走型相談支援事業【新規】			子ども家庭センター
	24 こども家庭センター体制強化事業【新規】			子ども家庭センター
⑬仕事と子育ての両立の推進	25 パースデーサポート事業【新規】			子ども家庭センター
	26 初回産科受診料助成金【新規】			子ども家庭センター
⑭地域における子育て力の向上	27 こども家庭センター		◎	子ども家庭センター
	28 利用者支援事業	☆		子ども家庭センター
⑮安全・安心なまちづくりの推進	29 障がい者基幹相談支援センター			障がい者支援課
	30 子育てに関する意識についての啓発活動の推進			子ども家庭センター
⑯仕事と子育ての両立の推進	31 子育て関連情報の提供			子ども政策課・子ども家庭センター
	32 子育て支援講座（家庭教育学級等）			生涯学習推進課
⑰地域における子育て力の向上	33 子育て短期支援事業	☆		子ども家庭センター
	34 地域子育て支援拠点事業	☆		子ども家庭センター
⑱安全・安心なまちづくりの推進	35 一時預かり事業	☆		保育課・子ども家庭センター
	36 時間外保育事業	☆		保育課
⑲仕事と子育ての両立の推進	37 病児・病後児保育事業	☆		子ども家庭センター
	38 男童手当の支給			子ども政策課
⑳安全・安心なまちづくりの推進	39 医療費の助成			子ども政策課
	40 人院助産費の支給		◎	生活福祉課
㉑地域における子育て力の向上	41 幼児教育に対する支援		◎	保育課
	42 実費徴収に係る補足給付を行う事業	☆	◎	保育課
㉒安全・安心なまちづくりの推進	43 就学援助費の支給		◎	教育総務課
	44 多胎児家庭支援事業【新規】			子ども家庭センター
㉓安全・安心なまちづくりの推進	45 産後家事・育児支援事業【新規】			子ども家庭センター
	46 母子・父子相談		◎	生活福祉課
㉔地域における子育て力の向上	47 母子・父子自立支援プログラム策定事業			生活福祉課
	48 男童育成手当・男童扶養手当の支給		◎	子ども政策課
㉕安全・安心なまちづくりの推進	49 ひとり親家庭等医療費助成		◎	子ども政策課
	50 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業		◎	生活福祉課
㉖地域における子育て力の向上	51 東京都母子及び父子福祉資金		◎	生活福祉課
	52 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業		◎	生活福祉課
㉗安全・安心なまちづくりの推進	53 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業		◎	生活福祉課
	54 子どもの安全の確保			教育総務課・保育課・地域防災課・建設課
㉘地域における子育て力の向上	55 子どもの危機管理体制の充実			子ども政策課
	56 赤ちゃん・ふらっと事業の推進			子ども家庭センター
㉙安全・安心なまちづくりの推進	57 子育て世帯の住生活を支援する取組の推進			住宅政策課
	58 安全・安心に利用できる子育て空間の充実			都市政策課・住宅政策課
㉚地域における子育て力の向上	59 公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化			都市政策課・建設課・施設整備課
	60 小・中学校の施設整備事業			教育総務課
㉛安全・安心なまちづくりの推進	61 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	☆		保育課
	62 保育所等の開放			保育課
㉜地域における子育て力の向上	63 ファミリー・サポート・センター事業	☆		子ども家庭センター
	64 地域子ども育成リーダー事業			子ども政策課
㉝安全・安心なまちづくりの推進	65 子育て支援を担う地域人材の確保			生涯学習推進課
	66 児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会）	☆		子ども家庭センター
㉞安全・安心なまちづくりの推進	67 子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣）	☆		子ども家庭センター
	68 ヤングケアラー支援【新規】			子ども家庭センター
㉟仕事と子育ての両立の推進	69 ワーク・ライフ・バランス推進事業認定事業			企画政策課
	70 育児休業制度等の普及啓発			商工振興課
㉟仕事と子育ての両立の推進	71 子育て中の親の再就職支援の充実			商工振興課
	72 男女共同参画の意識啓発			企画政策課

2 施策の展開

基本目標

1

子どもが健やかに成長できるまち



現状・課題

- ・共働き世帯が増加していることから、引き続き、幼児教育・保育事業の充実について検討する必要があります。
- ・乳幼児の教育・保育事業に携わる人材を確保・育成することで、子どもたちが安心して過ごし、学ぶことができる質の高い幼児教育・保育が受けられるよう、環境を整える必要があります。
- ・子どもの居場所となる、放課後を安全・安心に過ごすことができる場所の提供など、子どもの声を聴きながらより良い居場所づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、多様な価値観や考え方を理解、尊重し、全ての子どもに支援が行き届き、誰一人取り残さない支援体制の整備が必要です。
- ・障がい児や心身の発達に遅れがある児童及び家庭に対し、個々の状況に応じた教育・保育等での関わりを通じ、切れ目のない支援を行う必要があります。
- ・在留外国人の子どもや海外から帰国した子どもなど、より一層、国際化が進んでいることから、外国につながる子どもや家庭等への支援が必要です。

方向性

それぞれの子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえながら、幼児教育・保育事業が十分に提供できる環境整備に取り組むとともに、教育・保育に携わる人材の育成や確保について、質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、専門性を向上させる取組を推進します。

また、放課後等の安全・安心な居場所を確保するための取組や市が持つ豊かな自然環境を活用した取組により、成長段階に応じた健全な育成支援を推進します。

さらに、多様性が尊重されるとともに、障害や発達の遅れなど、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実を図りながら、全ての子どもの健やかな成長を支える取組を推進します。

一具体的な取組一

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…子どもの貧困解消対策関連事業

①幼児教育・保育の充実

No.	事業名	内容等
1	幼児教育・保育の質の向上	<p>幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図るとともに、更に質の高い教育・保育を提供する体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・保育士等のキャリアアップに向けた取組の支援・私立幼稚園協会が実施する研修事業の支援 <p>【保育課】</p>
2	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】 ☆	<p>保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用してない未就学児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図るとともに、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・市内の幼稚園、保育所等の空きスペースを活用してこどもを受け入れるための「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用した支援・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）への円滑な移行・未就園児の継続的な預かりと養育する保護者に対する相談等を支援 <p>【保育課】</p>



②成長段階に応じた健全育成

No.	事業名	内容等
3	保・幼・小の連携・接続	<p>保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校が連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・小学校等連絡協議会の実施 ・就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実 ・巡回相談の充実 ・特別支援教育コーディネーター連絡会の充実 ・保育・幼児教育から小学校への円滑な接続のための教育内容やカリキュラム、環境の改善等についての協議及び連携体制の構築 ・幼児教育アドバイザーの配置に向けた事業のあり方等についての調査研究 <p>【指導室・教育総務課・保育課】</p>
4	児童館事業	<p>0歳から18歳までの子どもを対象に健全な遊びを提供し、健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児を対象にしたイベントの実施 ・地域の自然や文化を活かした特色のある行事やクラブ活動の充実 <p>【こども政策課】</p>
5	放課後の活動支援 ☆◎	<p>学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供します。</p> <p>放課後子ども教室は、地域の方などにご協力をいただきながら、全ての子どもたちが安全で安心できる放課後の活動場所を提供します。</p> <p>学童クラブと放課後子ども教室が連携して、放課後の活動支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ事業の充実 ・放課後子ども教室の実施 ・放課後子ども教室に関するニーズ調査 <p>【こども政策課・生涯学習推進課】</p>
6	教育相談事業	<p>児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するとともに、子どもの就学に対する保護者の不安等を解消するため、教育支援センターに教育相談所、教育支援室（せせらぎ教室）及びスクールソーシャルワーカーを置き、関係機関と連携を図るとともに、教育相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの活用 ・教育相談所の相談機能を充実 ・不登校状況にある児童・生徒への支援 <p>【指導室】</p>

③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

No.	事業名	内容等
7	障がい児への手当等の支給	<p>障がい児やその家族に対し、経済的な支援を行い、安定的な生活を営むことができるよう、各種手当の支給を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成手当 ・特別児童扶養手当 ・心身障害者（児）福祉手当 ・障害児福祉手当 ・重度心身障害者手当 <p>【こども政策課・障がい者支援課】</p>
8	障がい児療育体制の充実	<p>障害の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査の実施、健康診査後の指導及び経過観察健診や発達健康診査などの支援の充実を図るとともに、教育・保育等との関係機関の連携により乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を図ります。</p> <p>また、必要な方に必要な時期に相談支援ファイルを配付し、関係機関や専門家による検討委員会において意見交換を行い、情報の一元化や連携体制の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実 ・特別支援教育コーディネーター連絡会の充実 ・医療的ケアを必要とする未就学児への支援の充実 ・通常の学級、特別支援学級等における指導及び環境の充実 <p>【指導室・保育課・こども家庭センター・障がい者支援課】</p>
9	障がい児保育事業	<p>集団保育が可能な障害の程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育を実施します。幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際しては、幼児教育・保育施設と学童クラブが連携して円滑な移行を図ります。</p> <p>【保育課・こども政策課】</p>
10	障がい児通所支援サービス	<p>障がいのある未就学児、児童・生徒に対し、各事業所が集団生活の適応訓練又は、生活能力向上のために必要な訓練などを行う児童発達支援、放課後等デイサービスを提供します。また、障がい児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援の提供 ・放課後等デイサービスの提供 ・保育所等訪問支援の提供 <p>【障がい者支援課】</p>

NO.	事業名	内容等
11	特別支援教育	<p>全ての子どもが楽しく生き生きと学校生活を送るために、一人ひとりの教育的ニーズに応えられるよう特別支援教育を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターの複数指名 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた基礎的環境整備の推進 ・特別支援学校との副籍交流、特別支援学級との交流及び共同学習の実施 ・教員等研修の充実 ・関係諸機関との連携の充実 <p>【指導室】</p>
12	障害者虐待防止センター	<p>障害者虐待防止センターを委託運営し、障がい者への虐待防止に取り組みます。また、虐待を受けた障がい者及び養護者に対して行う相談、指導及び助言を実施します。さらに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発活動を推進します。</p> <p>障がいのある子どもについては、障がい者施設従事者が虐待した場合が対象です。虐待を把握した場合には、障がい者施設に対して指導等を行います。</p> <p>【障がい者支援課】</p>
13	子ども食堂推進事業 ◎	<p>地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、食事や居場所を提供する団体等を支援します。また、子ども食堂を利用する子どもやその保護者の生活実態を把握し、必要に応じて支援につなげるため、子ども食堂を運営する団体等と連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂運営団体等への補助金交付 ・子ども食堂運営団体等と連絡会の開催 <p>【こども政策課】</p>
14	子どもの学習・生活支援事業 ◎	<p>子どもに対し、学習意欲や学力の向上及び生活習慣の形成や社会性の獲得、さらに相談支援を行うことで、将来に希望を持って就学できることを目的に実施します。また、必要に応じて保護者に対する養育支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習・生活支援事業の利用に関するアンケート調査 <p>【こども政策課】</p>
15	外国につながる子どもへの支援	<p>海外から帰国した幼児や両親が国際結婚の幼児など、外国につながる子どもが円滑に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を利用できるよう、多言語機能を有する「るのキッズWeb、るのキッズアプリ」等により、子育て支援情報を提供します。</p> <p>【こども政策課】</p>

基本目標 2

安心して笑顔で子育てできるまち



現状・課題

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の構築が必要です。
- ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立を感じる保護者への相談の場の充実が必要です。
- ・アンケート調査では、子育てをする上で、相談できる人や場所が「いない/ない」と回答している人がそれぞれ一定数いることから、一人ひとりのニーズに応じた支援が受けられるようになります。
- ・支援が必要な家庭が抱えている様々な課題や個別ニーズに対応するため、きめ細かな支援が必要です。
- ・保護者への養育支援が特に必要である等、支援や保護を要する児童・世帯を包括的に支援するため、訪問による生活の支援や、親子関係の構築に向けた支援等の充実を図る必要があります。
- ・アンケート調査等から、子育て家庭に向けた積極的な情報発信が求められていることから、分かりやすい子育て関連情報の提供が必要です。

方向性

子どもを安心して産み育てられることができるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の健康診査等の適切な実施や充実を図り、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援の取組を図ります。

また、家庭における子育てについて、保護者が孤立や負担を感じることなく、安心感や充実感が得られるよう、気軽に相談ができる体制を充実していくとともに、積極的な子育て関連情報の提供に努めます。

さらに、子育て中の親子が気軽に交流を図れる場や産後家事・育児支援による育児負担の軽減のほか、子育てと就労の両立や子どもの医療費助成など、子育てしやすい支援体制の充実を図ります。

加えて、ひとり親家庭等を含め支援が必要な家庭に対して、生活の安定と自立の促進が図られるよう、相談窓口や就労支援等の充実を図ります。

一具体的な取組一

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…子どもの貧困解消対策関連事業

①母と子の健康の保持・増進

No.	事業名	内容等
16	母子健康手帳の交付	<p>妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報の管理とともに、家族の子育て期の記録、子育て支援ツールとしての活用を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届の受理と母子健康手帳の交付 ・妊婦面談の実施、育児パッケージの提供 ・母子健康手帳の活用の推進 <p>【こども家庭センター】</p>
17	妊婦健康診査 ☆	<p>安心して、妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康に関する管理及び保持増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査（一般健康診査、超音波検査、子宮頸がん検診）の実施 ・関係医療機関、助産所と連携体制の強化 <p>【こども家庭センター】</p>
18	乳幼児健康診査	<p>乳幼児の疾病などの早期発見を図り、早期に適切な支援につなげ、親の育児不安の発見と軽減に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各乳幼児集団・個別健診の実施 ・歯科健康教育の実施 ・保護者等に各乳幼児健康診査等の必要性の周知強化 ・幼稚園や保育所等との連携強化 <p>【こども家庭センター】</p>
19	子育て教室	<p>妊娠、子育てに関して、同じ立場の親同士に対し支援することで、仲間づくりをすすめ、安心して出産・子育てができるよう実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親・両親学級の実施 ・離乳食教室の実施 ・育児グループの実施 <p>【こども家庭センター】</p>
20	産後ケア事業 ☆	<p>出産後1年を経過しない母子において、母親の身体的回復と心理的な安定を促進することができるよう実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型、通所型、訪問型を実施 ・委託事業所等と連携体制を構築 <p>【こども家庭センター】</p>

No.	事業名	内容等
21	乳児家庭全戸訪問事業 ☆	<p>全ての乳児がいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭の訪問の実施 ・子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの情報提供 <p>【こども家庭センター】</p>
22	育児相談・一般相談	<p>妊娠前や母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児、栄養、歯科、心理等の専門職による相談事業の実施 ・多様化する相談にも対応できる総合的な窓口や職員のスキル向上等の体制強化 <p>【こども家庭センター】</p>
23	伴走型相談支援事業【新規】	<p>妊娠期から出産、子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ相談支援と経済的支援を一体とした事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦面談や妊娠中期のアンケート等を行い、継続した支援の実施 ・出産・子育て応援ギフトを配付する経済的支援の実施 <p>【こども家庭センター】</p>
24	こども家庭センターア体制強化事業【新規】	<p>妊娠期から切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等の連携を図り、全ての家庭が健やかに子育てできる環境整備を整え、虐待の未然防止を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に25歳以下の初産妊婦及びその家庭等の対象者に対し、面談、支援の実施 ・セルフプラン及びサポートプランを作成し、課内で共有し、必要な支援の実施 <p>【こども家庭センター】</p>
25	バースデーサポート事業【新規】	<p>市内在住で1歳を迎えた子どもの家庭が安心して子育てができるよう支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの回答に応じた相談支援の実施 ・育児パッケージ（商品券）を配付 <p>【こども家庭センター】</p>
26	初回産科受診料助成金【新規】	<p>低所得の妊婦について、初回の産科受診料を助成し経済的負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回産科受診（妊娠判定の受診）費用の助成 <p>【こども家庭センター】</p>

②家庭における子育て力の向上

No.	事業名	内容等
27	こども家庭センター ◎	<p>令和6年度より、こども家庭センターに名称を変更し、母子保健と児童福祉の両面からの支援を行っており、継続した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関すること、家庭に関することなど、18歳未満の子どもに関する相談支援の実施 <p>【こども家庭センター】</p>
28	利用者支援事業 ☆	<p>利用者支援事業は、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、本市では、基本型及びこども家庭センター型により実施します。</p> <p><基本型></p> <p>子どもやその保護者等が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに基づいた情報の提供及び利用支援等の実施 ・関係機関との連携体制の強化 <p><こども家庭センター型></p> <p>妊娠婦や乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援及び全ての子どもとその家庭(妊娠婦を含む)に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施し、相談支援体制の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な支援の実施 <p>【こども家庭センター】</p>
29	障がい者基幹相談支援センター	<p>障がい者及びその家族に対して、障がい者基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援事業者及び関係機関と連携し、相談を実施します。</p> <p>【障がい者支援課】</p>
30	子育てに関する意識についての啓発活動の推進	<p>子どもを産み育てるこの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な妊娠婦やその家族に個別支援の実施 ・子育て講座の実施 <p>【こども家庭センター】</p>

NO.	事業名	内容等
31	子育て関連情報の提供	<p>子育て支援ガイドブックやるのキッズWeb、るのキッズアプリ、メール配信サービス等により、子育て関連情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ガイドブックの発行 ・るのキッズWebの掲示板の充実 ・るのキッズアプリのプッシュ通知による情報発信 ・るのキッズWeb及びるのキッズアプリの周知 <p>【こども政策課・こども家庭センター】</p>
32	子育て支援講座 (家庭教育学級等)	<p>乳幼児・児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場を提供します。 また、子どもの健やかな成長を促すための環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級等の事業の充実 ・子どもの発達段階に応じた学習型講座の実施 ・親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子体験型講座の実施 <p>【生涯学習推進課】</p>



③子育てしやすい支援体制の充実

No.	事業名	内容等
33	子育て短期支援事業 ☆	<p>家庭における養育が一時的に困難になった場合等に生後 57 日から小学校 6 年生までの児童をお預かりし、保護者の負担軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先と連携した児童のショートステイの実施 ・育児疲れ等で児童を養育することが一時的に困難な家庭に対する利用促進 <p>【こども家庭センター】</p>
34	地域子育て支援拠点事業 ☆	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、子育ての不安等を相談できる場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすく、親子同士の交流を図れる場の提供 ・子育ての不安等についての相談支援 ・子育て講座の実施 <p>【こども家庭センター】</p>
35	一時預かり事業 ☆	<p>家庭において児童が保育を受けることが一時的に困難となった場合に生後 6 か月から小学校就学前までの保育所等に通っていない児童を一時にお預かりし、保護者の負担軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先と連携した児童の一時預かりの実施 ・育児疲れ等で児童を保育することが困難な家庭に対する利用促進 <p>また、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業をはじめ、保護者の疾病、出産及び親族の看護その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときのために、保育所等で就学前までの児童をお預かりする一時預かりを行います。</p> <p>【保育課・こども家庭センター】</p>
36	時間外保育事業 ☆	<p>勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（標準保育の 11 時間又は短時間保育の 8 時間）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施します。</p> <p>【保育課】</p>
37	病児・病後児保育事業 ☆	<p>病気中や病気の回復期にある児童をお預かりすることで、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先と連携した病児・病後児保育の実施 <p>【こども家庭センター】</p>
38	児童手当の支給	<p>高校生年代以下の児童を養育している方に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給します。</p> <p>【こども政策課】</p>

NO.	事業名	内容等
39	医療費の助成	<p>①乳幼児医療費助成</p> <p>小学校就学前の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険の自己負担分を助成します。 <p>②義務教育就学児医療費助成</p> <p>小・中学生を養育している方に、児童の保健の向上と健全な育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険の自己負担分を助成します。 <p>③高校生等医療費助成制度</p> <p>高校生等の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険の自己負担分を助成します。 <p>【こども政策課】</p>
40	入院助産費の支給 ◎	<p>出産に当たって保健上必要であるにもかかわらず、医療保険未加入等経済的な理由で病院又は助産所に入院できない生活保護世帯等の妊娠婦の方を対象に、出産に要する費用を助成します。</p> <p>【生活福祉課】</p>
41	幼児教育に対する支援 ◎	<p>私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するために国や都の補助制度を活用するなどの各事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園等の園児の保護者に対する保育料等の補助 ・新制度未移行幼稚園や幼稚園類似の幼児施設における教育活動に要する経費の補助 <p>【保育課】</p>
42	実費徴収に係る補足給付を行う事業 ☆◎	<p>子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に係る実費徴収額に対して補助をします。</p> <p>【保育課】</p>
43	就学援助費の支給 ◎	<p>経済的理由により学用品の購入等が困難な世帯に、就学に関する費用の一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>【教育総務課】</p>

NO.	事業名	内容等
44	多胎児家庭支援事業【新規】	<p>市内在住の多胎児を妊娠中の方及び3歳未満の多胎児のいる家庭を対象とし、育児サポーターが訪問することで家事や育児の手伝いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事等援助、育児の補助、外出時の補助等の実施 ・育児等に関する相談助言の実施 ・必要とする家庭に支援が行き届くための関係機関との連携 <p>【こども家庭センター】</p>
45	産後家事・育児支援事業【新規】	<p>市内に居住する1歳未満の乳児がいる家庭であって、日中、親族等による支援を受けることができない家庭を対象とし、家事育児ヘルパーが訪問することで家事や育児の手伝いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事の援助・育児の補助等の実施 ・必要とする家庭に支援が行き届くための関係機関との連携 <p>【こども家庭センター】</p>



④ひとり親家庭等への支援の充実

No.	事業名	内容等
46	母子・父子相談 ◎	ひとり親家庭が抱える様々な問題などの相談に対応し、問題の解決に向けて一緒に考えていきます。 【生活福祉課】
47	母子・父子自立支援プログラム策定事業 ◎	母子・父子家庭の就労活動の支援により、経済的な安定及び自立を支援します。 【生活福祉課】
48	児童育成手当・児童扶養手当の支給 ◎	①児童育成手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として育成手当を支給します。また、20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある方等を養育している方には、障害手当を支給します。(所得制限あり) ②児童扶養手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。(所得制限あり) 【こども政策課】
49	ひとり親家庭等医療費助成 ◎	18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で規則に定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育しているひとり親家庭等に、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として医療費を助成します。(所得制限あり) ・各種健康保険の自己負担分を助成します。 【こども政策課】
50	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ◎	中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭が、日常生活を営むのに著しく支障等がある場合、生活の安定を図ることを目的に、ホームヘルパーを一定期間派遣します。 【生活福祉課】

No.	事業名	内容等
51	東京都母子及び父子福祉資金 ◎	東京都の制度として、ひとり親家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸し付けます。 【生活福祉課】
52	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎	ひとり親家庭の母親等の経済的な自立を促進するため、指定した職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。 【生活福祉課】
53	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ◎	ひとり親家庭の母親等が就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、看護師等の養成機関で1年以上修業する期間中の生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。 【生活福祉課】

基本目標

3

子育て家庭を地域のみんなで応援するまち



現状・課題

- ・アンケート調査では、充実して欲しい子育て支援サービスとして、「親子が安心して集まれる公園などの屋外施設の整備」の回答率が高くなっています。安全に安心して利用することができる子育て空間の充実が必要です。
- ・小学生を対象としたアンケート調査では、家や学校以外で楽しく過ごせる場所について、「学童クラブや児童館」「図書館や公民館などの施設」「地域の人がやっている食事や勉強の場所（子ども食堂）」等の回答は低く、子どもにとって安全に安心して過ごせる居場所の周知や整備が必要です。
- ・子育てに関する負担や不安、孤立を感じる保護者が多いことから、地域ぐるみで子育てできる環境を推進し、地域全体で子どもを見守り、ともに育てる意識の醸成が必要です。
- ・妊婦や子ども連れを含む全ての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進が引き続き必要です。
- ・要保護児童を早期発見し対応することや、地域での見守りを強化することで児童虐待の発生を予防する必要があります。
- ・全ての人が仕事、家庭、地域生活等の様々な活動を、自ら希望するバランスで行えるよう男女問わず力を発揮し、ともに働くような環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

方向性

全ての子どもや保護者が、市が持つ豊かな自然環境や地域社会の中で、安全に安心して暮らしながら成長することができるよう、関係部署や機関が連携を図りながら、地域の見守りや必要に応じた取組により、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

また、子育て支援等を担う人材を育成するとともに、地域の方々の活動をサポートする取組により、子どもや保護者、地域の方々の交流の促進を図ります。

さらに、児童虐待の防止を図るため、要支援家庭の早期発見及び支援に努め、関係機関等との情報共有の推進を図るとともに、市が地域の支援を必要とする子どもたちの情報を得るように、市民への周知・啓発に努めます。

加えて、子育てと仕事の両立支援のための施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るほか、子育てを地域全体で支える環境づくりを進めます。

一具体的な取組ー

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…子どもの貧困解消対策関連事業

①安全・安心なまちづくりの推進

No.	事業名	内容等
54	子どもの安全の確保	<p>保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯パトロールなど、施設の周辺や通学路における防犯活動を推進します。</p> <p>また、子どもたちに各種安全教育を行うとともに、市民に向けて、防災行政無線やメール配信サービスにより、交通安全・防犯に関する情報を配信するなどし、安全及び防犯意識の向上に努めます。</p> <p>【教育総務課・保育課・地域防災課・建設課】</p>
55	子どもの危機管理体制の充実	<p>子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るため、子どもの危機管理会議を開催し、子どもの危機に関する情報を共有し、その対策について協議するとともに、関係機関等への情報提供により、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に努めます。</p> <p>【こども政策課】</p>
56	赤ちゃん・ふらつと事業の推進	<p>乳幼児を持つ親が安心して外出できることを目的とし、そのための環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳やおむつ替え等ができるスペースの確保 <p>【こども家庭センター】</p>
57	子育て世帯の住生活を支援する取組の推進	<p>住生活基本法及び住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえ、子育て世帯が安全・安心な住生活を営めるよう、居住の安定を図る取組を推進します。</p> <p>【住宅政策課】</p>
58	安全・安心に利用できる子育て空間の充実	<p>市民が安全に安心して利用できる公園や空き家など既存ストックを活用した子育て空間の確保など、都市計画マスタープランなどの市の計画を生かした、まちづくりを進めています。</p> <p>また、計画的に老朽化した遊具、施設の更新を行います。</p> <p>【都市政策課・住宅政策課】</p>
59	公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	<p>公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。</p> <p>【都市政策課・建設課・施設営繕課】</p>

NO.	事業名	内容等
60	小・中学校の施設整備事業	小・中学校の施設・設備を法律に適合し、安全で衛生的かつ利便性のある状態とすることを目的として整備します。 【教育総務課】
61	多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業 ☆	多様な事業者の能力を活用するため、事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業拡大を図るとともに、施設等が安定的にかつ継続的に運営されるよう、施設等に対する支援、事業実施に関する相談・助言等を行っていきます。 【保育課】



②地域における子ども・子育て支援の推進

No.	事業名	内容等
62	保育所等の開放	<p>保育所等において、未就園児やその保護者に対して園庭開放を実施します。</p> <p>【保育課】</p>
63	ファミリー・サポート・センター事業 ☆	<p>育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をしたい方（提供会員）が会員となって組織する地域の助け合い活動を支援するため、会員登録に関する受付、講習会、交流会、援助活動の調整等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員登録事務及び援助活動の調整の実施 ・会員の相互交流を促進するための交流会及び意見交換会の開催 ・講習会や周知活動の実施等の提供会員の確保に関する取組の実施 <p>【こども家庭センター】</p>
64	地域子ども育成リーダー事業	<p>大人の知識・経験を生かして、地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担う地域子ども育成リーダーを養成し、育成リーダーの活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成リーダー新規養成講習やフォローアップ研修の実施 ・育成リーダーの活動支援 <p>【こども政策課】</p>
65	子育て支援を担う地域人材の確保	<p>放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得ながら運営していることから、持続的な人材の確保と子どもたちの見守りをするまでの知識等を学ぶ機会を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営スタッフの確保 ・スキルアップ研修の実施 <p>【生涯学習推進課】</p>
66	児童虐待防止対策 (養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会) ☆	<p>児童虐待防止対策を実施することで、要支援家庭の早期発見及び支援に努め、児童虐待の未然防止につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援が特に必要な家庭に対する保健師及び保育士等の専門職員による訪問 ・要保護児童対策地域協議会のネットワーク強化による児童虐待の未然防止 <p>【こども家庭センター】</p>

NO.	事業名	内容等
67	子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣） ☆	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援等を実施します。 【こども家庭センター】
68	ヤングケアラー支援【新規】	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、支援体制の強化を図り、本事業に取り組みます。 【こども家庭センター】



③仕事と子育ての両立の推進

No.	事業名	内容等
69	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業	<p>市内のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を、「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、その取組内容を広く周知することで、本市の事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。</p> <p>【企画政策課】</p>
70	育児休業制度等の普及啓発	<p>市民や市内事業者を対象に、育児休業制度等に関するリーフレットやパンフレットを市及び商工会の窓口に設置し、周知及び普及啓発を図ります。</p> <p>【商工振興課】</p>
71	子育て中の親の再就職支援の充実	<p>就職支援機関と連携し、就労に関する相談会やセミナー等を実施します。</p> <p>【商工振興課】</p>
72	男女共同参画の意識啓発	<p>全ての人が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に發揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、「第5次あきる野男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関するチラシやポスターの設置及び掲示等により、意識啓発等に取り組みます。</p> <p>【企画政策課】</p>

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育の提供区域及び量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と確保時期）を定めることとなっています。

教育・保育事業は幼稚園、保育園、認定こども園など、就学前の子どもに幼児教育や保育を提供し、地域における子育て支援を行う事業であり、地域子ども・子育て支援事業は教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、市町村が子ども・子育てのニーズに基づいて実施する事業となります。

（1）教育・保育の提供区域

各市町村が、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育を提供するための区域を定めるものです。

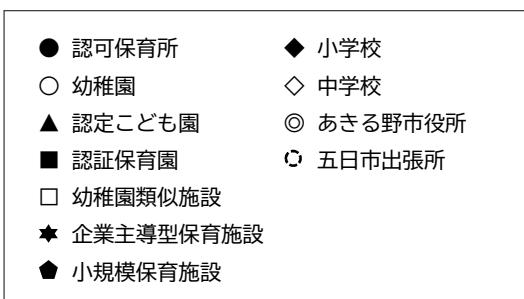
（2）量の見込みと確保方策

国が示す基本指針や量の見込みの算出等の考え方などに基づき、各市町村が地域における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握するとともに、各年度の児童数を推計するなどし、これらを踏まえた「量の見込み」と、これに対応した教育・保育等の「確保方策」を定めるものです。



2 教育・保育の提供区域の設定

本市の教育・保育の提供区域については、利用者の視点に立ち、地域ごとのニーズを踏まえ、需要調整を行うことを前提とした上で、地理的な特殊性等を勘案し、市全域（1区域）を教育・保育の提供区域として、全体のバランスを取りながら施策展開を図ります。



- | | |
|---------------|-------------------|
| ・ 保育所：15 園 | ・ 幼稚園等：3 園 |
| ・ 認定こども園：4 園 | ・ その他教育・保育施設：9 箇所 |
| ・ 学童クラブ：11 箇所 | ・ 子育てひろば：5 箇所 |
| ・ 小学校：10 校 | ・ 中学校：6 校 |

※令和6年4月1日現在

3 幼児期の学校教育・保育

市内に居住する0歳から5歳までの子どもについて「現在の保育所、幼稚園、認定こども園等の利用状況」について以下の4つに区分をしました。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育 (以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業
その他	満3～5歳、1号認定に準ずる	私学助成型幼稚園(新制度未移行)
	0～5歳、2・3号認定に準ずる	地域単独事業(認証保育所)

(1) あきる野市の現状

就学前人口の減少に伴い、幼稚園及び保育所等の利用者数は年々減少傾向にあり、令和6年度には幼稚園の利用者数は472人、保育所等の利用者数は1,754人となっております。

■幼稚園の利用状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園 (私学助成 型幼稚園含 む)	満3歳児	人	4	3	4	2	3
	3歳児	人	66	77	66	60	62
	4歳児	人	85	74	81	67	61
	5歳児	人	92	83	75	88	76
認定 こども園 (1号)	満3歳児	人	2	5	8	5	3
	3歳児	人	132	114	95	104	76
	4歳児	人	127	130	124	95	103
	5歳児	人	159	126	133	123	88
合 計		人	667	612	586	544	472

(各年5月1日時点)

各年3月1日時点の満3歳児利用状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園 (私学助成 型幼稚園含 む)	満3歳児	人	39	49	40	36	34
		人	73	58	68	61	57
合 計		人	112	107	108	97	91

※令和6年度の数値は、令和2年度から令和5年度までの実績等から推計した数値となっております。

■保育所等の利用状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	0歳児	人	112	97	106	99	80
	1・2歳児	人	564	526	514	493	497
	3歳以上	人	1,006	993	982	938	906
認定 こども園 (2・3号)	0歳児	人	0	0	0	0	3
	1・2歳児	人	19	20	23	24	27
	3歳以上	人	95	105	109	106	107
地域型保育事業	0歳児	人	9	12	7	4	7
	1・2歳児	人	51	47	46	52	52
地域単独事業 (認証保育所)	0歳児	人	2	6	5	4	8
	1・2歳児	人	31	23	25	27	25
	3歳以上	人	42	44	44	46	42
合 計		人	1,931	1,873	1,861	1,793	1,754

(保育所、地域型保育事業、地域単独事業：各年4月1日時点、認定こども園：各年5月1日時点)

(2) 需要量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

■教育・保育のニーズ量見込み

		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳児	人	472	460	437	423	407	406
2号認定	3～5歳児	人	1,074	1,047	994	963	925	923
3号認定	0歳児	人	105	105	105	104	103	103
	1歳児	人	285	269	268	267	265	262
	2歳児	人	345	325	325	324	322	319
	計	人	735	699	698	695	690	684

※1～3号認定には、それぞれの認定に準ずる施設の量の見込みを含む。

(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業」による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■令和6年度の教育・保育の状況 0～5歳人口：2,856人（令和6年4月1日時点）

幼稚園等（注1）利用者数 3～5歳（%） ※5/1時点	保育所等（注2）利用者数			未就園児数 0～5歳児 (%)
	0～5歳 (%)	0～2歳	3～5歳	
472人 (16.5%)	1,754人 (61.4%)	699人 (24.5%)	1,055人 (36.9%)	630人 (22.1%)

（注1）幼稚園及び認定こども園（1号認定）

（注2）保育所、認定こども園（2・3号認定）、地域型保育事業、地域単独事業（認証保育所）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

・幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号認定）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	人	460	437	423	407	406
②確保の内容 (幼稚園・認定こども園)	人	348	348	348	348	348
③私学助成型幼稚園 (新制度未移行)	人	260	260	260	260	260
②+③-①	人	148	171	185	201	202

・幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	人	1,047	994	963	925	923
②確保の内容 (保育所・認定こども園)	人	1,186	1,174	1,174	1,174	1,174
③地域単独事業 (認証保育所)	人	28	28	28	28	28
②+③-①	人	167	208	239	277	279

・幼児期の保育【保育所・認定こども園】(3号認定)

単位	①量の見込み (必要利用定員総数)	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
人	699				698			695			690			684		
人	105	269	325	105	268	325	104	267	324	103	265	322	103	262	319	
人	739				739			739			739			739		
人	146	268	325	146	268	325	146	268	325	146	268	325	146	268	325	
人	64				64			64			64			64		
人	12	26	26	12	26	26	12	26	26	12	26	26	12	26	26	
人	44				44			44			44			44		
人	9	15	20	9	15	20	9	15	20	9	15	20	9	15	20	
人	148				149			152			157			163		
人	62	40	46	62	41	46	63	42	47	64	44	49	64	47	52	

(4) 提供体制の確保方策（確保の考え方）

量の見込みに対応できる確保量を維持していくため、需要（保育を必要とする側）と供給（保育を提供する側）のバランスを調整する役割を担う市立保育所（屋城保育園及び神明保育園）の定員を変更することで調整していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間（令和7年度～令和11年度）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、各事業に対する提供体制の確保方策やその実施時期等を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

（1）利用者支援事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
	設置場所	-	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの
こども家庭センター型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
	設置場所	-	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

【基本型】

子どもやその保護者等が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるための支援を実施するため、委託先と協力して関係機関との連携体制を強化するとともに、職員の研修受講を進めることで質の高い提供体制の確保に努めます。

【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊娠婦及び子どもとその家庭を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの、様々な悩み等に対応するため、保健師等の専門的な見地からの相談支援と、継続的なソーシャルワークを実施していきます。

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	774	760	746	725	717
確保の内容	人	774	760	746	725	717
	箇所	15	14	14	14	14

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

量の見込みを確保しているため、現状を維持し、引き続き事業を行います。

(3) 放課後の活動支援

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 学童クラブ（1～6年生）

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	1,188	1,184	1,181	1,180	1,179
1年生	人	417	416	415	414	414
2年生	人	360	359	358	358	358
3年生	人	242	241	241	241	240
4年生	人	120	119	119	119	119
5年生	人	37	37	36	36	36
6年生	人	12	12	12	12	12
確保の内容	人	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	箇所	11	11	11	11	11

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 放課後子ども教室

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	学校数	校	10	10	10	10
	設置箇所数	箇所	10	10	10	10
	事業量 (市内小学校の整備状況)	%	100	100	100	100
	校内交流型実施箇所数	箇所	10	10	10	10
	校内交流型の目標事業量	%	100	100	100	100

■ 提供体制の確保方策（確保の考え方）

学童クラブについては、将来人口の6歳から11歳までの人口推計値が減少傾向であるが、共働き世帯の割合の推移は増加傾向にあることなどから、ほぼ横ばいの量の見込みとします。

放課後子ども教室については、学童クラブとの連携を進め、取組の充実を図ります。

また、これまでと同様に学校施設や公共施設等の有効活用を図りながら量の確保に努めていきます。

(4) 子育て短期支援事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/日	729	893	1,057	1,171	1,299
確保の内容	人/日	729	893	1,057	1,171	1,299
	箇所	8	8	8	8	8

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

希望する日程で事業を利用することができるよう、利用状況を注視しながら委託先の確保について検討します。また、関係機関との連携を強化することで、育児疲れ等で児童を養育することが一時的に困難な家庭に対する利用促進を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数	件	382	381	378	375
	訪問率	%	100	100	100	100
確保の内容	-	実施体制：保健師・助産師3人 ・ 実施機関：こども家庭センター				

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

乳児のいる全ての家庭を対象に、母子保健に関する専門知識を有する保健師・助産師や地域で相談を受け支援へのつなぎ役となる民生・児童委員等が訪問し、保護者が地域とのつながりを持ち、安心して子育てができるような妊娠期から切れ目のない一貫した支援体制づくりを図ります。また、里帰り出産などの場合にも自治体間の連携体制をとり、同様のサービスが受けられるようになります。

（民生委員・児童委員）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において、福祉の相談助言活動に従事する人です。また、民生委員は、児童福祉法における児童委員を兼ねています。

(6) 児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問	量の見込み	件	325	317	367	383	397
	確保の内容	件	325	317	367	383	397
要保護児童対策 地域協議会 確保の内容	代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
	実務者会議回数	回	3	3	3	3	3
	個別ケース検討 会議回数	回	53	61	68	70	77

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

虐待対応等を含む事業の特性上、計画値の増減による評価は困難となります。要保護児童の早期発見及び適切な対応のため、こども家庭センターの機能及び相談支援体制の充実を図り、必要時に適切な支援ができるよう養育支援訪問の実施に努めています。なお、親子関係形成支援事業の実施については、現在実施しているペアレント・トレーニングをはじめ、事業内容を検討するなど実施体制を整えていきます。

(7) 子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	訪問件数	件	61	58	58	48	48	
確保の内容		-	実施体制：委託 ・ 実施主体：こども家庭センター					

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

虐待対応等を含む事業の特性上、計画値の増減による評価は困難ですが、子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭が抱える家事・子育て等に対して不安や負担の軽減を図るため、家事支援の実施に努めています。

(8) 地域子育て支援拠点事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

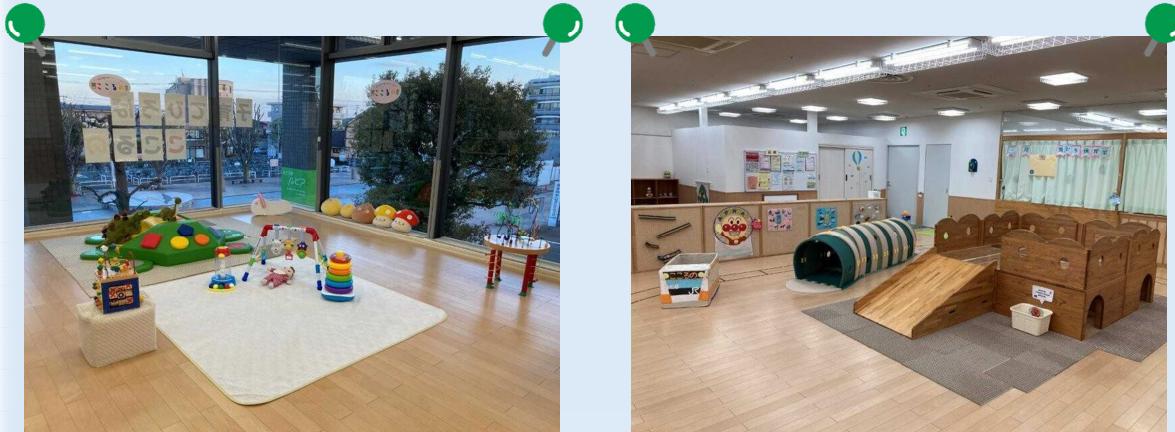
計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（大人の数）	人/回	11,490	11,888	12,139	12,453	12,512
確保の内容	人/回	11,490	11,888	12,139	12,453	12,512
	箇所	5	5	5	5	5

※ニーズ調査では、保護者の利用意向等を把握しているため、見込み及び確保内容の人数は大人の人数です。

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、子育ての不安等を相談できる場を提供します。また、研修参加により職員の専門性の向上に努めるとともに、気軽に利用しやすく相談しやすい環境づくりを行い、質の高い提供体制の確保に努めます。

【子育てひろばこころの】



(9) 一時預かり事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園在園児対象の預かり保育事業	量の見込み	人/日	21,725	22,333	22,958	23,601	24,262
	確保の内容	人/日	21,725	22,333	22,958	23,601	24,262
		箇所	5	5	5	5	5
1号認定による利用	量の見込み	人/日	5,689	5,848	6,012	6,180	6,353
	確保の内容	人/日	5,689	5,848	6,012	6,180	6,353
1号(新2号)認定による利用	量の見込み	人/日	16,036	16,485	16,946	17,421	17,909
	確保の内容	人/日	16,036	16,485	16,946	17,421	17,909
その他の一時預かり事業	量の見込み	人/日	667	659	653	644	638
	確保の内容	人/日	667	659	653	644	638
		箇所	15	15	15	15	15
保育施設等	量の見込み	人/日	176	172	168	164	160
	確保の内容	人/日	176	175	174	172	171
		箇所	14	14	14	14	14
一般型	量の見込み	人/日	491	487	485	480	478
	確保の内容	人/日	491	487	485	480	478
		箇所	1	1	1	1	1

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

量の見込みを確保しているため、現状を維持し、引き続き事業を行います。

なお、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が進められる中、推計値に影響が生じた際には、利用者のニーズを捉え、必要に応じて量の見込みを見直していきます。

一般型の一時預かり事業については、委託先と連携して家庭において児童が保育を受けることが一時的に困難となった場合に一時預かりを実施できる体制を確保します。また、関係機関との連携を強化することで育児疲れ等で児童を保育することが困難な家庭に対する利用促進を図ります。

(10) 病児・病後児保育事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/日	600	542	475	432	394
確保の内容	人/日	600	542	475	432	394
	箇所	1	1	1	1	1

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

病気中や病気の回復期にある児童をお預かりすることで、保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、事業の周知を行い登録者数の増加を図ります。また、委託先である公立阿伎留医療センターや関係機関との連携を強化し、保育士の資質の向上を含めた支援体制の充実を進めます。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳幼児	量の見込み	人/日	578	622	666	697	732
	確保の内容	人/日	578	622	666	697	732
1～4年生	量の見込み	人/日	372	386	400	410	421
	確保の内容	人/日	372	386	400	410	421
5～6年生	量の見込み	人/日	199	213	227	237	249
	確保の内容	人/日	199	213	227	237	249
確保の内容	設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	提供会員数	人	200	202	204	206	208
	両方会員数	人	13	13	13	13	13

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をしたい方（提供会員）が会員となって組織する地域の助け合い活動を支援するため、会員登録に関する受付、援助活動の調整等を実施します。また、提供会員の養成講習会を継続的に開催するとともに、周知活動を実施することで提供会員数の増加を図ります。さらに、初めて援助活動に参加する提供会員等に対して相談支援を行うことで不安の解消を図り、提供会員の定着に努めます。今後も継続して安定した組織運営を行うため、交流会の実施や会報誌の発行などにより、会員相互の親睦や情報共有のできる環境を整えていきます。

(12) 妊婦健康診査

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	受診券配付人数	人	381	378	375	374	373	
	受診回数	回	6,161	6,143	6,094	6,048	6,032	
確保の内容	実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関、産婦人科を掲げる医療機関、東京都助産師会に所属している助産院					
	実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関等					
	検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容					
	実施時期	-	受診票交付の日から出産の日まで					

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

妊婦の健康管理の拡充及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。健康診査を実施する医療機関等と連携を図り、適切な支援を行います。検査項目に関しては、東京都が推奨する検査内容と検査回数の実施に努めます。また、受診票が使用できない都外の医療機関や助産院で受診する場合は、里帰り出産などの方が安心して受診できるよう制度の周知徹底を図ります。

(13) 産後ケア事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	人/日	800	950	1,050	1,200	1,300	
確保の内容	箇所	実施型：宿泊型・通所型・訪問型					
		実施委託 4	実施委託 5	実施委託 6	実施委託 7	実施委託 8	

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

産後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、関係機関との連携を図り、安心して子育てができる支援体制を構築します。また、産後の準備に向け、妊婦面談時や産前に利用の周知を図ります。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う第3子以降の児童がいる世帯等に対して、保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に係る実費徴収額に対して補助をします。

(15) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や都の動向やあきる野市の実情を踏まえ検討します。



5 教育・保育の一体的提供及び推進方策

認定こども園への移行支援、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進、教育・保育施設と小学校等の連携に取り組みます。

(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る基本的な考え方

○子ども・子育て支援新制度へ移行した平成27年度を基点とした市内の既存施設に関しては、運営事業者と相談しながら、希望を踏まえて支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方、推進方策

○あきる野市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを支援するため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図ります。

○教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）、地域型保育事業及び地域単独事業を行う者、小学校等の連携を進めていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付については、引き続き公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、実施していきます。



第6章 計画の推進

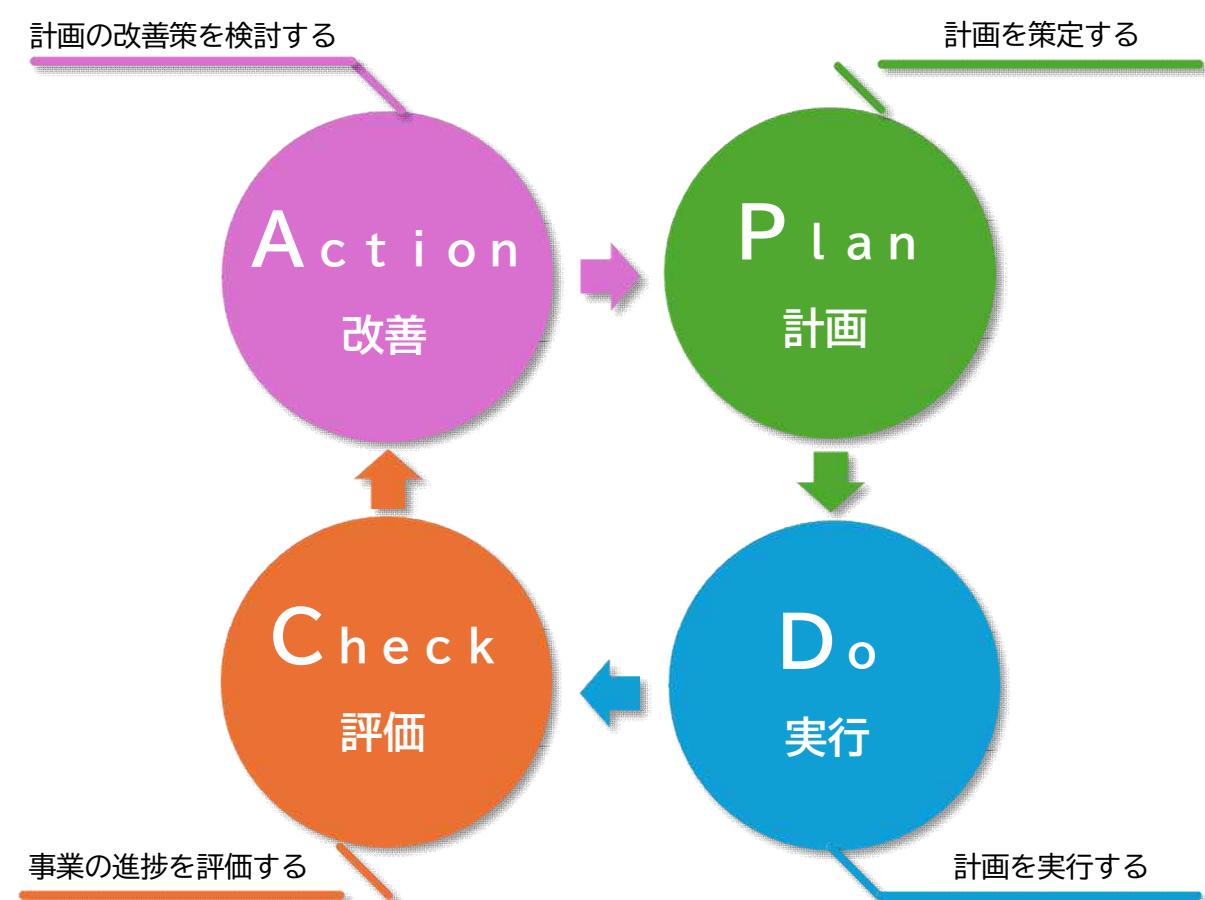
1 計画の推進体制

第3期計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが 希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向け、庁内の関係各課、 関係機関・団体と連携を図りながら、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携及び協 働して取り組みます。

2 進捗状況の管理

P D C Aサイクルの考え方に基づいて、事業の実施状況を年度ごとに点検・評価を実施し、「あきる野市子ども・子育て会議」で調査・審議を行い、施策の改善に努めます。

■P D C Aサイクル



3 第3期計画におけるアウトカム指標による評価

第3期計画に掲げた取組を評価するに当たり、計画全体の事業成果による評価（アウトカム評価）を実施します。

アウトカム評価は、具体的な評価指標を設定し、事業の目的・目標に対する達成度や成果の数値目標に対して評価するものです。

（1）評価の考え方

- ・アウトカムの評価は、基本理念や基本的な考え方及び計画の施策体系に基づき、基本目標ごとに指標を設定し評価します。

（2）評価指標の検討

- ・令和7年度の「あきる野市子ども・子育て会議」において、評価指標の検討を行います。
- ・評価指標については、可能な限り数値化された定量的な評価指標やアンケート調査などによる定性的な評価指標を検討します。
- ・評価指標を示すための調査等については、客観性や継続性が担保される既存の調査を活用するとともに、市民アンケート調査や子育て支援アンケート調査を活用します。また、対応できない指標等がある場合は、独自の調査について検討します。

（3）データの収集及び評価

- ・設定したアウトカム評価指標に基づき、必要なデータを収集します。
- ・収集したデータに基づき、計画の目標や目的の方向性が達成されているかについて、「あきる野市子ども・子育て会議」において評価を行います。

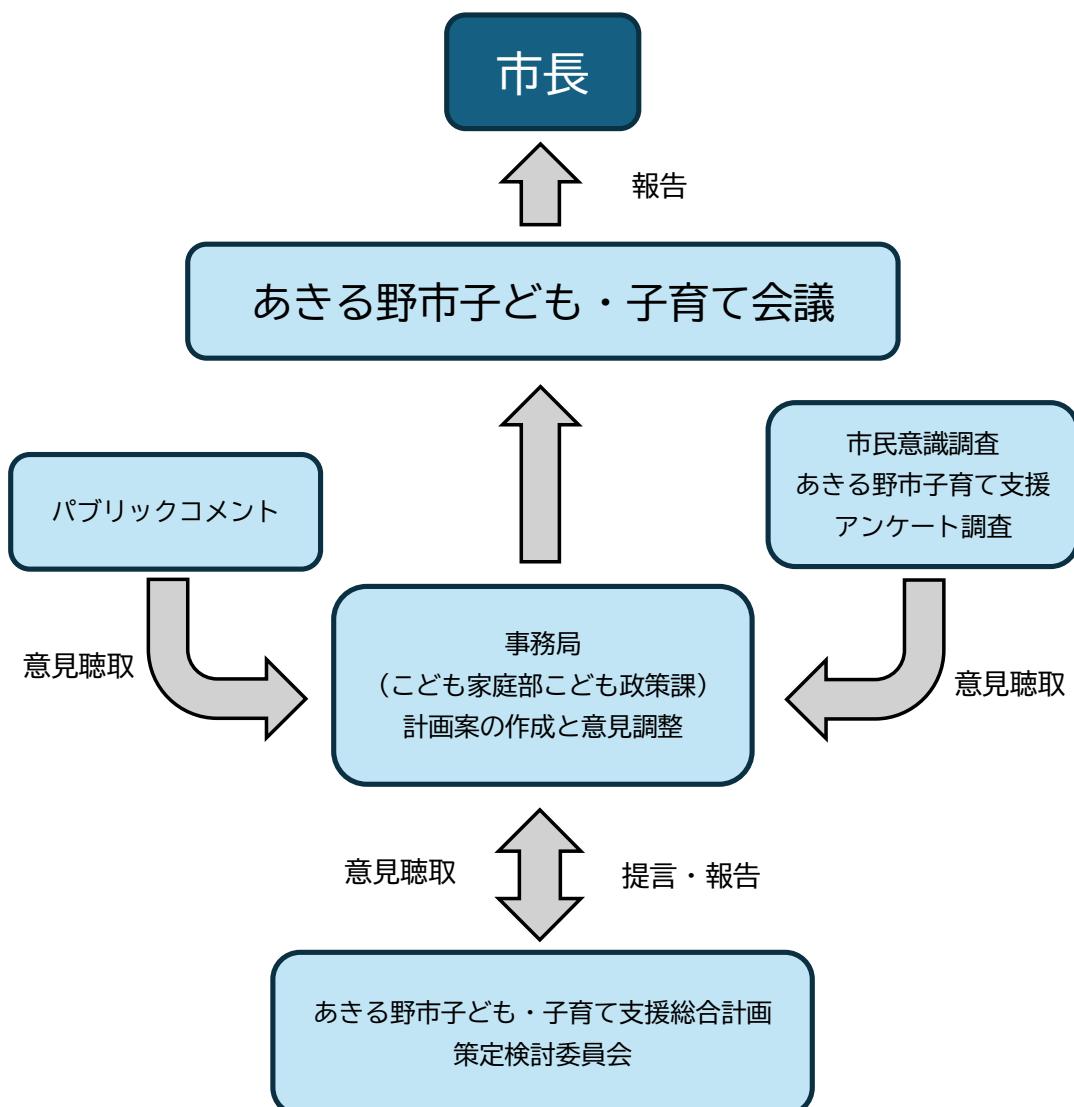


資料編

1 検討体制

子育て家庭や小学生本人を対象にアンケート調査を実施することで、教育・保育ニーズや地域子ども・子育て支援事業の利用状況、子育て家庭の生活実態を把握し、市民意見を反映した第3期計画を策定しました。

また、第3期計画の検討は、識見を有する者、市民の代表、子どもの保護者、保育・教育関係者、民生・児童委員の代表、保健医療関係者、事業所関係者で構成された「あきる野市子ども・子育て会議」及び庁内関係部署の職員で組織された「あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会」にて検討されました。



2 あきる野市子ども・子育て会議条例

あきる野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 6 日
条例第 24 号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 3 項の規定に基づき、あきる野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 4 条例 29・一部改正)

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するもののほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援に関する利用者負担額について審議し、答申する。

(平 26 条例 10・令 4 条例 29・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 子どもの保護者
- (4) 保育・教育関係者
- (5) 民生・児童委員の代表
- (6) 保健医療関係者
- (7) 事業所関係者

2 前項第 2 号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 子ども・子育て会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第7条 委員長は、会務を総括し、子ども・子育て会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子ども・子育て会議は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども家庭部こども政策課において処理する。

(平27条例1・令6条例2・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成7年あきる野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成26年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(あきる野市保育料徴収に関する審議会条例の廃止)

2 あきる野市保育料徴収に関する審議会条例(平成7年あきる野市条例第77号)は、廃止する。

(あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成7年あきる野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 あきる野市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

任期：令和4年4月8日～令和6年4月7日

	区分	氏名	所属等	備考
1	識見を有する者	吉田 正幸	株保育システム研究所 代表	委員長
2	市民の代表	川崎 佳子	市民	
3	市民の代表	グラント シエコ	市民	
4	子どもの保護者	清水 智恵	幼稚園	
5	子どもの保護者	松長 美穂	保育園	
6	子どもの保護者	武田 哲郎	小中学校	
7	保育・教育関係者	濱川 喜宣	あきる野市私立幼稚園協会	
8	保育・教育関係者	今野 徹	あきる野市民間保育園園長会	
9	保育・教育関係者	篠原 敬子	あきる野市児童館館長会	副委員長
10	民生・児童委員の代表	吉田 チエ子	あきる野市民生・児童委員協議会	
11	保健医療関係者	星野 誠	あきる野市医師会	
12	事業所関係者	川村 真紀	あきる野商工会	

(敬称略)

任期：令和6年6月26日～令和8年6月25日

	区分	氏名	所属等	備考
1	識見を有する者	吉田 正幸	株保育システム研究所 代表	委員長
2	市民の代表	川崎 佳子	市民	
3	市民の代表	グラント シエコ	市民	
4	子どもの保護者	清水 弓子	幼稚園	
5	子どもの保護者	鈴木 ひとみ	保育園	
6	子どもの保護者	竹田 由香	小中学校	
7	保育・教育関係者	濱川 喜宣	あきる野市私立幼稚園協会	
8	保育・教育関係者	今野 徹	あきる野市民間保育園園長会	
9	保育・教育関係者	坂本 満弘	あきる野市児童館館長会	副委員長
10	民生・児童委員の代表	高水 一重	あきる野市民生・児童委員協議会	
11	保健医療関係者	星野 誠	あきる野市医師会	
12	事業所関係者	川村 真紀	あきる野商工会	

4 あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会設置要領

1 目的及び設置

あきる野市子ども・子育て支援総合計画を策定するに当たり、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の事項について検討する。

- (1) あきる野市子ども・子育て支援総合計画の施策内容に関すること。
- (2) その他あきる野市子ども・子育て支援総合計画の策定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 こども家庭部長
- (2) 副委員長 こども家庭部こども政策課長
- (3) 委員 別紙のとおり

所属に変更があった時は、後任者に引き継ぐものとする。

4 任期

委員の任期は、第2項に規定する検討を終了したときに満了する。

5 会議

- (1) 委員会は、必要な都度開催するものとし、委員長が招集する。
- (2) 会議の議長は、委員長をもって充てる。

6 部会

第2項に規定する事項を効率的に検討するため、委員会の下に部会を設けることができる。

7 庶務

委員会及び部会の庶務は、こども政策課において処理する。

令和5年度あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会委員名簿

氏名	所属	備考
長谷川 美樹	子ども家庭部長	委員長
荒井 伸良	子ども家庭部子ども政策課長	副委員長
小黒 佳美	子ども家庭部子ども政策課児童館係長	
石山 和可子	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長	
天野 博明	子ども家庭部子ども家庭支援センター子育て支援事業係長	
戸田 里奈	子ども家庭部子ども家庭支援センター相談係長	
伊藤 薫	子ども家庭部子ども家庭支援センター母子保健係長	
老沼 陽子	子ども家庭部保育課長	
大西 功英	子ども家庭部保育課保育係長	
戸田 崇史	子ども家庭部保育課保育担当主査	
佐藤 宗一郎	教育部指導担当課長	
谷口 喬則	教育部指導室長補佐	
沖倉 英基	教育部生涯学習推進課長	
宮崎 慶正	教育部生涯学習推進課生涯学習係長	
井上 弘明	健康福祉部障がい者支援課長	
山崎 敏弘	健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係長	
山本 美奈	子ども政策課子ども政策係長	事務局
野沢 博之	子ども政策課子ども政策担当主査	
小野 森恵	子ども政策課子ども政策係主任	

令和6年度あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会委員名簿

氏名	所属	備考
長谷川 美樹	こども家庭部長	委員長
荒井 伸良	こども家庭部こども政策課長	副委員長
中村 大輔	こども家庭部こども政策課手当助成係長	
小黒 佳美	こども家庭部こども政策課児童館係長	
石山 和可子	こども家庭部こども家庭センター所長	
高野 謙一	こども家庭部こども家庭センター子育て支援事業係長	
松田 雄利	こども家庭部こども家庭センター相談係長	
伊藤 薫	こども家庭部こども家庭センター母子保健係長	
老沼 陽子	こども家庭部保育課長	
大西 功英	こども家庭部保育課保育係長	
戸田 崇史	こども家庭部保育課保育担当主査	
佐藤 宗一郎	教育部指導担当課長	
清水 真由美	教育部指導室指導係長	
石川 尚昭	教育部生涯学習推進課長	
宮崎 慶正	教育部生涯学習推進課生涯学習係長	
井上 弘明	健康福祉部障がい者支援課長	
山崎 敏弘	健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係長	
山本 美奈	こども政策課こども政策係長	事務局
小野 森恵	こども政策課こども政策係主任	
神保 瑛美	こども政策課こども政策係主任	
間篠 陽介	こども政策課こども政策係	

5 計画の策定経過

第3期計画の策定に当たっては、子育て支援アンケート調査を実施するとともに、あきる野市子ども・子育て会議やあきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会において検討を行いました。

年月日	主な内容
令和5年 6月30日	令和5年度第1回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について ○学童クラブにおける待機児童対策について ○あきる野市子ども・子育て支援総合計画の進捗状況について ○次期あきる野市子ども・子育て支援総合計画の策定について
10月10日	令和5年度第2回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について ○次期あきる野市子ども・子育て支援総合計画の策定について
11月14日	第1回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○あきる野市子育て支援アンケート調査について ○今後のスケジュールについて
12月1日	令和5年度第3回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市子育て支援アンケート調査について
令和6年 1月17日～1月31日	あきる野市子育て支援アンケート調査の実施
3月18日	第2回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○あきる野市子育て支援アンケート調査の結果について ○今後のスケジュールについて
3月27日	令和5年度第4回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市子育て支援アンケート調査の結果について ○今後のスケジュールについて

年月日	主な内容
6月26日	令和6年度第1回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市子ども・子育て支援総合計画の進捗状況について ○次期計画における基本理念（案）及び基本的な考え方（案）について ○今後のスケジュールについて
8月14日	第3回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（骨子）について ○今後のスケジュールについて
8月29日	令和6年度第2回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（骨子）について
9月13日	第4回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（素案）について
10月1日	令和6年度第3回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（素案）について
10月18日	第5回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（素案）について
10月31日	令和6年度第4回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（素案）について
令和7年 1月15日～1月28日	パブリックコメントの実施
1月31日	令和6年度第5回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○令和7年度学童クラブ育成料（おやつ代）に係る市の取組について
2月12日	第6回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（案）について
2月18日	令和6年度第6回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（案）について ○こども誰でも通園制度の量の見込みの算出について ○特定教育・保育施設の利用定員について

市ホームページ

行政情報をご覧いただけます



—コードを読み取りアクセス—

メール配信サービス

子育て支援情報等を
受け取ることができます



—コードを読み取りメール送信—

るのキッズWe b

子育て支援情報を
ご覧いただけます



—コードを読み取りアクセス—

るのキッズアプリ

子育て支援情報をご覧いただいたり、
子育てに関する通知を受け取ることができます



—コードを読み取りダウンロード—

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画

発 行：令和7年3月

編 集：あきる野市こども家庭部こども政策課

〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地

電 話：042-558-1111（代表）

